

議 事 日 程

令和6年第1回浜中町議会定例会
令和6年3月8日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 1 号	浜中町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
日程第 3	議案第 1 2 号	浜中町景観条例の制定について
日程第 4	議案第 1 3 号	浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 1 4 号	浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 1 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 1 6 号	浜中町総合文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 1 7 号	公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 1 8 号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 1 9 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 2 0 号	浜中町指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 1 号	浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3	議案第 2 2 号	浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 2 3 号	浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 2 4 号	浜中町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 2 5 号	浜中町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 2 6 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 1 8	議案第 2 7 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 1 9	議案第 2 8 号	令和 6 年度浜中町一般会計予算

(開議 午前10時00分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第11号 浜中町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第11号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第11号浜中町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に位置づけられる地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額が控除される仕組みとなっております。

本町の地域再生計画につきましては、昨年8月に浜中町まち・ひと・しごと創生推進計画の名称で国から認定を受けております。今後、人口減少対策や基幹産業の振興など、地域を守るための施策につなげていきたいと考えております。

このことから、本町の企業版ふるさと納税の受皿として、新たに浜中町企業版ふるさと納税基金を創設し、寄附金の有効活用と円滑な制度運用を図るため、条例の制定を提案するものであります。

企業版ふるさと納税による寄附については、原則として、寄附を受けた当該年度の事業に充てることとされておりますが、本基金を設置することにより、翌年度以降の事業に対しましても寄附金を充当することができることから、柔軟な活用が可能となります。

今後におきましては、基金の設置と併せ、企業版ふるさと納税を推進してまいります。

以上、提案の理由を説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 議案第11号浜中町企業版ふるさと納税基金条例の制

定について補足をご説明いたします。

本条例の制定に至った経過や条例制定の必要性などにつきましては町長の提案理由のとおりでありますので、説明を省略させていただき、条文内容についてご説明を申し上げます。

第1条は設置の目的で、地方創生応援税制を活用した地方創生事業の推進のため、本基金を設置するとしております。

第2条は積立てで、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算に定める額とし、第3条は管理で、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により管理しなければならないとしております。

第4条は運用益金の処理で、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するとし、第5条は処分で、基金は町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる、第6条は繰替え運用で、町長が財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしており、第7条につきましては委任規定、附則では、本条例の施行期日は公布の日としております。

以上、議案第11号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第11号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 本条例の目的等は理解したのですがけれども、企業版ふるさと納税というものは、ざっと調べますと、一般のふるさと納税とは違って返礼品等はないということです。それで、先ほど町長がおっしゃったように、浜中町の人口減少や地域の振興について企業に応援してもらうための設置だということですがけれども、まず、企業版ふるさと納税の大まかな概要を説明していただきたいです。

そして、浜中町まち・ひと・しごと創生推進事業というものの考えに対して企業に応援を求めるといふものだと思うのですがけれども、その事業の主な内容についてお願いします。

また、これまでに本町と関係のある企業が多々あります。そこを中心にこういう制度を設けて応援していただくということが主なのだと思うのですがけれども、事業である以上、関係はないけれども、他の企業に対しても、浜中町のこういうことを応援してほしいので、協力してくださいというような周知、PRも必要かなと思うので、その方法についてです。

それから、応援してくれる企業としてのメリットとして税制面も当然あるのでしょうかけれども、どういうものが考えられるのか、今考えられる範囲でいいので、説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

まず、企業版ふるさと納税の概要についてです。

企業版ふるさと納税につきましては、別名、地方創生応援税制という名称ですが、平成28年に内閣府主導の下で創設された制度でございます。国が認定した地方公共団体の地域再生計画に位置づけられる地方創生事業に対して企業が寄附を行うという仕組みです。昨年、本町におきましても地域再生計画を国に申請いたしました。まず、まち・ひと・しごと推進計画というものが認定されましたので、今回の基金条例のご提案に至ったという内容でございます。

実際の事業の内容ですが、本町が提出した浜中町まち・ひと・しごと創生推進計画の中では、まず、魅力あふれる地場産業の振興と安定した雇用を創出する事業、若い世代が希望を持って結婚、出産、子育てができる環境構築事業、誰もが安心、安全を実感して住み続けられるまちづくりを推進する事業があります。

そして、今申しました三つの点につきまして、例えば、産業でありますと、産業後継者の確保及び新規就業者等の育成、あるいは、地域資源を活用した知名度向上と交流人口の拡大、安心して子どもを育てるための支援強化、住環境、災害対策の充実を図り、あらゆる人が安心して暮らせる環境づくりに取り組む事業、その他があるのですが、こういった事業に取り組むに当たって企業から応援をしていただくといったことです。

企業の協力をいただくためのPR、周知についてですが、まず、一般のふるさと納税で関係する企業にもしっかりと既に周知は図らせていただいておりますけれども、その他、広くホームページ等も活用するほか、実際に出向いて、浜中町も企業版ふるさと納税を始めましたといったことが全国にPRできるよう、様々な方法で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、企業のメリットです。

まず、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除され、最大9割の税控除の優遇を受けられます。また、その他では、一つの地方公共団体と企業が手を組むことによって、例えば、ある事業についていろいろな関係を構築できるといったこともメリットとしては大きいのかなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） この制度の内容については6番議員が聞きましたので、おおよそ分かりました。

基金についてお聞きしたいのですが、寄附されたお金は基金を創設して積み立てるということですが、複数の企業から来ますよね。その原資をもって、計画されている創生事業の基本目標に充当できるということで、三つの目標のどれかを指定されて寄附がされるということではないのですよね。企業版ということで一括して来るわけですよね。それを自治体として振り分けるということになるかと思うのですが、そういう理解でいいのでしょうか。

また、基金がたくさん余った場合は翌年度にも繰り越して使える、原則的には単年度で使い切らなければならないものだけでも、翌年度に繰り越して使える、それから、繰替

え運用もできるということで理解してよろしいですか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の事業への充て方についてです。

先ほど、地域再生計画の中から抜粋し、ご説明をいたしました。

基本、この事業を応援していただく、寄附をしていただくということがありますが、もう一つは、他の自治体もそうですけれども、実際にこういった事業をやります、例えば、こういう観光振興事業をやります、こういう人口減少対策事業をやりますといったものに対して寄附をいただくということも可能になります。

いずれにいたしましても、しっかりとした目的といいますか、色を見せて、企業に応援していただくような仕組みづくりとしていきたいと考えております。

次に、2点目の本制度の期間についてですが、令和6年度まで、つまり、令和7年3月31日までとなっておりますけれども、この制度は、今後、期間が延長されることが予定されているということですので、期間が延長された場合は、計画期間の変更を行いたいと考えております。

また、この基金の使用については、原則、当該年度なのですが、計画期間の変更を行えば翌年度の事業にも充てられるということになりますので、そのように進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 後段の話ですが、条例制定の趣旨としては、原則、寄附を受けた当該年度の事業に充てる、でも、基金を設置することによって、それを翌年度の事業にも使えるということで理解していいかと聞いたのですが、よろしいですか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 議員がおっしゃられるとおりでございます。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 先ほどの説明の中では、これを国が制定したのが平成28年とおっしゃられたと思います。

本町は、令和5年8月に認定を受け、今年から企業版ふるさと納税を進めていくということで承知したのですが、近隣の他町村でもう始めているところもあるということですか。

参考までで、管内町村、あるいは、根室管内など、近くで始めているところがあればご紹介をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） まず、釧路管内の全ての自治体におきまして、企業版ふるさと納税を始めるに当たって地域再生計画を国に提出し、始めているという状況でございます。

平成28年に地方創生が叫ばれて以降、企業版ふるさと納税も地方創生を進めていくに当たっての有効手段ということで全国的に広まってまいりました。

実際、令和4年度につきましては、全国で341億円、件数については8390件ということで、令和2年度と比較し、寄附金は1.5倍、件数も1.7倍となっております、全国の多くの自治体で企業版ふるさと納税を導入していると捉えております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 全国的にそれだけ数が伸びてきているということでした。

この間の説明会でも、こういうものに対してということで、クラウドファンディングとはまた違った考え方なのだと思いますけれども、分かりました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 浜中町景観条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第12号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 案第12号浜中町景観条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町には、厚岸霧多布昆布森国定公園の一角をなし、ラムサール条約登録湿地にもなっている霧多布湿原や、火散布沼、藻散布沼をはじめ、豊かな自然環境、自然景観があります。一方で、酪農業や漁業などの1次産業によりつくり出される産業景観、霧多布・茶内市街地などの市街地がつくり出す市街地景観などもあります。

近年、ゼロカーボンへの取組が積極的に進められている中、再生可能エネルギー発電施設の建設が進んでおり、町内においても、特に太陽光発電施設が湿原周辺を中心に乱立され、自然環境、自然景観を守るという点から問題視されております。

このような中で、暮らしたい、暮らし続けたい、訪れたいまちを目指すためには、地域の魅力化、特徴ある景観、地域を物語る自然、産業、市街地景観を守り、つくり、育む景観まちづくり、そして、再生可能エネルギー発電施設と景観との調和が重要となってくることから、このたび本条例を制定しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては住民環境課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 議案第12号浜中町景観条例の制定について、補足をご説明申し上げます。

224ページをお開きください。

この条例は、第1条から第27条で構成されており、第1条では、景観法の規定に基づき、浜中町の豊かな自然と美しい景観を守り、つくり、次世代に継承することを当条例の目的として規定しております。

第2条では、用語の定義について定めております。

第3条では町、第4条では町民、第5条では事業者の責務について定めております。

第6条では、町、町民及び事業者が自ら取り組む景観づくりについて、来訪者に対して理解と協力を求めることができる旨を定めております。

第7条では、当条例の運用に当たって、財産権、その他の権利の尊重と公共事業、その他の公益との調整に留意しなければならないと定めております。

第8条では、景観づくりに関する基本的かつ総合的な計画として景観計画を定める旨を規定しております。

第9条では、景観計画区域内で、特に重点的な景観づくりを進める必要がある区域について、景観形成重点区域として指定することができる旨を規定しております。

第10条では、景観計画の提案がなされた場合には景観審議会の意見を聞かなければならない旨を規定しております。

第11条では、景観計画区域内における届出等、条例で定める届出を要する行為、その添付図書について定めております。

第12条では、届出行為に関する事前協議について、第13条では、事前協議において、町長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出を要する行為をしようとする者に対し、必要な措置を講じるよう指導または助言を行うことができる旨を定めております。

第14条では、規定による届出をする者の町民等への公開、公開方法について規定しております。

第15条では、届出に係る行為の内容及び景観への影響について、関係住民等の説明会の開催、町長への通知、報告について規定しております。

第16条では、勧告に対する浜中町景観審議会の意見の聴取、第17条では、景観法や

規則で定める適用除外行為について定めております。

第18条では、特定届出対象行為について、第19条においては、命令しようとするときは浜中町景観審議会の意見を聞かなければならないという規定について定めております。

第20条では、景観重要建造物、景観重要樹木の処分等をするときは浜中町景観審議会の意見を聞かなければならないという規定を定めております。

第21条では、景観重要建造物、景観重要樹木についての管理の方法の基準を定めております。

第22条では、町長の附属機関として浜中町景観審議会を置く旨、第23条では、審議会の任期、第24条では、会長及び副会長の規定、第25条では、会議について定めております。

第26条では、良好な景観形成を進めるため、技術的指導・助言等を行うものとして、景観アドバイザーを置くことができる旨を規定しております。

第27条では、この条例に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

次に、附則ですが、第1項は施行期日について、第2項は浜中町景観計画策定委員会設置条例の廃止について、第3項は、条例施行の際、町が景観行政団体移行前については、景観行政団体である北海道の規定によりなされた行為に対しては、この条例の相当規定としてなされた処分等とみなす旨を、第4項では、条例の施行日と町の景観計画の告示との間に時間的な差がある場合は北海道の景観計画を町の景観計画とみなす旨を定めております。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第12号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 228ページの管理の方法の基準についてです。

ここに書かれていることは理解できるのですが、例えば、太陽光発電として、大方は売電を主としているわけですから、固定価格買取制度——FITが終わった後、設置者としてメリットがなくなったと判断して撤去するといった場合、確実に撤去を行って、元の状態にしっかりと戻すというような規定というのはどこかに載っているのでしょうか。

探せなかったもので、あるのであれば示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 今の太陽光発電の関係ですが、景観計画に内容が載ってきます。

町でこれから景観形成重要区域を指定します。太陽光発電の場合は、規模にかかわらず、全ての届出が対象となります。しかし、発電施設を撤去する旨については景観計画では触れておりません。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） この条例には載っていないけれども、例えば、ほかの条例にそうした規定があるという認識でいいのですか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

もう少し分かりやすく答弁願います。

○住民環境課長（山平歳樹君） 先ほど言いました景観形成重点区域は、今のところ、計画では四つほどを考えております。

一つ目は、湿原海岸形成重点区域、二つ目は、市街地景観形成重点区域、三つ目は、酪農景観形成重点区域、四つ目は、森林景観形成重点区域です。

これらは、具体的に言いますと、霧多布湿原に接するMGロード沿道、北太平洋シーサイドライン沿道、霧多布・茶内市街地、国道44号線沿道、森林地域の普通地域で、この四つを指定しようとしていますが、太陽光発電につきましては、条例ではなく、計画の中で四つの重点地域を指定し、建造物を建てるときには計画に基づいて届出をしていただこうと考えております。

なお、撤去の規定ですが、条例にも規則にも計画にも載っておりません。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 補足で説明いたします。

今回、景観条例を上げさせていただき、景観計画において重点区域を指定することになります。

例えば、太陽光の関係につきましては、景観条例以外に、浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例があり、この条例において維持管理の規定や廃止の届出のことが記載されており、廃止の届出の中には撤去についても記載されているということで、そちらで撤去については見ることになるとご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 1点だけ、確認の意味で聞いておきます。

景観アドバイザーを置くことができるという規定があります。ただ、今は「置くことができる」ですから、置くとは言っていないのでしょうけれども、見通しとして置く予定があるのかどうかを聞いておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 景観アドバイザーについてですが、当然、景観に関しては専門的な知識が必要な場合がありますので、そういうときには景観アドバイザーの方を指名し、審議会の中で説明していただくなど、景観アドバイザーをお願いしようと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 景観アドバイザーというのは、何かあったときに委嘱するのではなく、通年で委嘱しておき、何かの実態があったときに専門的な見地から審議会で発言をするというようなことになるのではないかなと私は思うのですが、あらかじめアドバイザ

一を指定してお願いするというような計画ではないのですか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 常にアドバイザーを置くということではなく、例えば、NPO法人として、この計画に関して、こういう計画にしたいということができます。

そういう専門的な知識が要るときにはアドバイザーの方をお願いし、その都度、専門的な知識を審議会の方に教えていただくということで考えておりますので、通年では考えておりません。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 第22条の審議会について質問いたします。

町長の附属機関として浜中町景観審議会を置くことができますとなっています。今後、手続等を経て任命することになるのでしょうかけれども、委員は10人以内をもって組織すると第4項には書いております。

学識経験を有する者、その他町長が適当と認める者のうち、町長が委嘱するとありますけれども、どのような方を審議会委員に委嘱されるのか、その点だけ参考に答弁願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 質問にお答えします。

この計画をつくる前に策定委員会というものがありましたので、基本的には策定委員会の方を引き続き審議会の委員で考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 了解しました。

策定委員会の委員が審議会委員になるということでございますけれども、いつ委嘱し、いつから審議会が開始されるのか、そして、委員は、学識経験を有する者その他とありますけれども、主にどういう方が委員になるのか、その点を詳しく説明願います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 具体的にお話しさせていただくと、漁組の参事、霧多布湿原トラストの事務局長、自治会連合会の会長、商工会の副会長というメンバーで考えております。

次に、1回目の審議会の開催についてです。

昨日も一般質問で答弁しておりますが、計画案をパブリックコメントにかけ、その後、計画案を修正して、審議会のメンバーに計画案について聞くこととなっておりますので、1回目の開催はパブリックコメントが終わって計画案を審議するときと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第4、議案第13号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第13号浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、別表第2が廃止されることから規定を整理するものであります。

なお、施行期日については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第13号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第14号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第14号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、昨年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関連する条例を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関する規定から会計年度任用職員の除外規定を削除するものであります。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第14号の質疑を行います。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） この条例の改正につきましては法改正に伴う条例変更ということで理解しております。

関連して、現在の行政職員の育児休暇取得状況についてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。

このことについては、先ほどの町長の提案理由のとおり、地方自治法の一部改正に伴って当町の条例を改正するものでございます。

昨年11月の臨時会で会計年度任用職員の手当についての条例改正を提案させていただきました。これまで手当、ボーナスというのは期末手当のみだったのですが、来年度から一般職員と同様に期末手当と勤勉手当が支給されることとなります。

育児休業している職員はこれまで除外されるということだったのですが、そういう職員にも支給されることとなりますし、今回、除外されるという規定が削除されるという趣旨の改正でございます。

次に、現在、育児休業を取得されている人数ですが、5名で、女性4名、男性1名でございます。

この制度が始まって、平成の時代は、毎年、一、二名程度だったのですけれども、ここ最近、若い職員が大分入ってきていますので、令和に入ってきてからは四、五名ぐらいが取得されております。

国の制度も緩和されて、大分取りやすくなってきたという状況もございます。また、国でも男性の育児休業取得を推薦していきまして、そういったことで本町でも男性1名が取得しておりますし、今後も増えていくのではないかなと思っているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今のお答えに関連して質問します。

職員の育児休業取得者は、女性が4名、男性が1名というお答えでしたが、男性の育児休業の期間というのはどのくらいのものなのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。

取得できる期間は、男性、女性に限らず、正職員については子どもの3歳の誕生日の前日までとなっております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今、育児休業を取得している男性の方も女性と変わらない期間で取得しているということなのですか。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） それぞれの事情とご本人の希望がありますが、男性も女性も変わらずに取得できます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第15号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第15号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

行政委員及び非常勤特別職の報酬額については、行政再建プラン、行政改革大綱により、平成17年度に10%削減の改定を行い、今日に至っております。しかしながら、現在の報酬額では会議時間によっては北海道最低賃金を時間額換算で下回るおそれがあり、一定の基準をもって見直しすることといたしました。

日額報酬の非常勤特別職につきましては、一般職給与表の基準号棒を定め、報酬額を算出し、町で9300円、委員で8500円といたします。

また、月額報酬の各行政委員の報酬額については日額報酬の非常勤特別職の報酬額を基準とし、実働日数をかけてそれぞれ算出いたしました。

その他の非常勤特別職の報酬額につきましては、管内の状況等を踏まえ、決定しております。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第15号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 浜中町総合文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第16号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第16号浜中町総合文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、総合文化センター長寿命化改修工事において、図書室機能の充実を図るため、利用頻度が減少した視聴覚室を廃止し、図書室の一部として改装、さらには、会議室不足の改善を求める町民の要望に応えるため、和室の一部を洋室に改装いたします。

それに伴い、別表中、視聴覚室を削り、研修室（和室）（1）を和室とし、研修室（和室）（2）をリハーサル室Bへと改正するものであります。

なお、施行期日については令和6年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第16号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 改正の内容でありますけれども、視聴覚室を図書室の一部として削除する、そして、研修室（1）を和室とし、研修室（2）をリハーサル室にしてしまうということですね。ですから、和室とリハーサル室Aとリハーサル室Bとして、会議室（1）と（2）をAとBにするという内容だと思うのですけれども、何を目的にして名称を変えようとしているのか、お知らせをいただきたいです。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 名称の改正ということですが、まず、視聴覚室はなくなりましたので、それを削ったということです。そして、和室は、以前、（1）と（2）の2空間があったのですけれども、その1区間を削り、リハーサル室にしました。それで、リハーサル室も2階の会議室と同じく真ん中で区切れるようにして、2空間とできるようにしまして、AとBにしたという状況です。

以前は（1）、（2）となっていたのですけれども、役場もA、Bということになったので、役場に合わせて文化センターもA、Bへと名称を改正させていただきました。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 文化センターを大きく改装していると思うのですけれども、1階の美術館はどうしたのでしょうか。そのままなのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 文化センターを以前改修したものはそのままです。例えば、2階のモンキー・パンチ・コレクションのところ、今言われる美術館はそのまま残ります。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 美術館とモンキー・パンチ・コレクションのところは残るということですね。また、郷土資料展示室があったと思うのですけれども、郷土資料展示室もそ

のままなのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） ご質問にお答えします。

郷土資料展示室につきましては、今、全面改修を行っています。以前はちょっと暗めの雰囲気資料館でしたので、壁は全部を真っ白にしまして、照明はLED化しましたので、今度は明るいイメージとなります。また、表示についても全部を張り替える改装をしています。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、議案第17号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第17号公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、茶内第三寿の家を用途廃止し、本条例から削除しようとするものであります。

茶内第三寿の家は、昭和48年12月に建設し、平成15年3月までは茶内第三地区の保育所として使用され、その後は、隣接する茶内第三母と子の家とともに、地域の方のコミュニティ活動の場として利用されてきましたが、近年は利用されておらず、老朽化も進んでいることから、茶内第三連合会より施設解体の要望を受けていたものであります。

隣接する茶内第三母と子の家を引き続き地域の集会施設として利用できることから、このたび、茶内第三寿の家を令和6年度において解体する方針としたため、用途廃止をしよ

うとするものでございます。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第17号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今の説明で確かめたいところがあるのですが、今回解体される寿の家は、私も見てきましたところ、軒天も落ちそうな状態で、解体されて当然だなと思っております。

これが昭和48年に建設されて、公の集会施設として位置づけられて使用されてきました。それから8年後にそのすぐ隣に現在の母と子の家という公の集会施設が建設されました。

聞き逃したのですけれども、母と子の家ができたときからなのか、要は、寿の家を保育所として使用してきたというような説明だったと思うのですね。そのときも公の集会施設に位置づけて保育所として運営してきたということなのでしょうか。

とするのであれば、ちょっと違うのかなと思うのです。単純に疑問に思ったのは、何でこの地区に公の集会施設というものが、期間はともかく、併設されていたのかなということで、その経緯の説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

私もそのあたりの経緯については不思議に思っておりましたので、調べてみましたところ、昭和48年当時の古い広報誌にその記載がございました。

茶内第三寿の家につきましては、施設内部に娛樂室や浴室、それから、集会室兼保育室などがあり、当時の広報誌の記載ですけれども、特に保育所も併用できる多目的な施設として建設されたという記載がございました。

そして、議員がおっしゃるとおり、8年後の昭和56年に茶内第三母と子の家が建設されますが、当時のことを知る方にお話を聞きますと、茶内第三寿の家が保育所としての使用がメインになり、現実的に集会施設との併用が難しくなったということで、それとは別に集会施設を建設する運びになったということです。

そういった経過から茶内第三地区においては二つの集会施設が存在したものと捉えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、議案第18号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第18号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和5年9月15日に、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日から施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、同基準に基づき制定しております条例の一部を改正しようとするものであります。

施行期日については令和6年4月1日から施行することとし、第15条第1項第2号、第36条第3項及び第53条第2項第2号の改定規定は公布の日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第18号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第10、議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第19号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間中の介護給付費等のサービス見込み量や高齢者人口の推移等を勘案して決められる標準給付見込額により算定された基準保険料を現行の4910円から5200円に見直すとともに、所得階層区分を9段階から13段階と、国の設定した基準に合わせて保険料を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

主な改正は、第2条の保険料率の適用年度の令和3年度から令和5年度を令和6年度から令和8年度に改め、同項第1号中の2万9400円を2万8300円に、同項第2号中の4万4100円を4万2700円に、同項第3号中の4万4100円を4万3000円に、同項第4号中の5万3000円を5万6100円に、同項第5号中の5万8900円を6万2400円に、同項第6号中の7万7000円を7万4800円に、同項第7号中の7万6500円を8万1100円に、同項第8号中の8万8300円を9万3600円に、同項第9号中の10万1000円を10万6000円に改め、新たに前年の所得が420万円以上の方の所得段階が4段階追加され、同項第10号として11万8500円、同項第11号として13万1000円、同項第12号として14万3500円、同項第13号として14万9700円を加えるものであります。

同項第3項中の第1項第1号に掲げる第1段階の第1号被保険者に係る保険料率1万7600円を1万7700円に改め、同条第4項中の1万7600円を1万7700円に、第1項第2号に掲げる第2段階の第1号被保険者に係る保険料率2万9400円を3万2000円に改め、同条第5項中の1万7600円を1万7700円に、第1項第3号に掲げる第3段階の第1号被保険者に係る保険料率4万1200円を4万2700円に改めるものであります。

なお、施行期日については令和6年4月1日からとし、経過措置として、令和5年度分までの保険料は、なお従前の例によるものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第19号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 介護保険については、3年間の保険料を示すものと理解しておりますが、このたびの第9期の保険料算定では保険料の賦課総額が3億3683万2000円という数字が出ておりました。

それを所得階層別の補正された被保険者数5406人で除した金額が年間の保険料として6万2400円と算出され、その12か月ということで5200円が出てきた、これが階層別でいくと5段階の基準額ということになると思いますが、保険料賦課総額を求めるとき、保険料の軽減を図るために準備金の取崩しをして充てています。今回は、2500万円を充て、この金額になったということですね。

準備金は、現在、3900万円くらいあるはずですが、今回、2500万円が出ますから、あと1400万円くらいしか残らないのですが、次の段階の令和9年度から11年度の3か年では7016円という数字が出てきて、準備基金の取崩しがゼロになっていまして、準備金がなくなるということになりますと、一気に介護保険料が上がるということが心配されるのですよ。

こういう場合の措置として、例えば、一般会計の繰入れをするなどして介護保険料を抑えるというようなことも必要ではないかなと思うのですが、考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） このたびの保険料算定についてですが、町長提案理由でも申し上げましたとおり、令和6年、7年、8年の3年間の給付費を見込み、将来的な需要も含めて保険料を算定しております。

議員がおっしゃるとおり、今回、基金を2500万円取り崩しております。もしこれを取り崩さなかった場合の保険料は、月額でいいますと5605円となります。取崩しにより5200円に低減されまして、405円の減額となります。

なお、将来的な給付費の伸びも予想されます。浜中町の状況でいいますと、要介護認定者は頭打ちになってきています。逆に、高齢者人口、後期高齢者の年代は厚くなっているという感じがありますので、要介護度の重い方が増える状況にありまして、このことが給付費を上げる要因となります。具体的に言うと、特養など、施設入所が多くなってくるということです。

この前の介護度1や介護度2など、要支援ですと、デイサービスや介護予防事業などにより、在宅で過ごしながらの対応となりますし、予防活動をいろいろとやっていますが、それを重点的に進めていかなければならないと思っておりますが、一定程度、要介護者が抑えられているのもその事業の効果かなと思っております。

将来的な推計ですけれども、国においても給付費の伸びの圧縮をどうするかということでは話されていて、今回の改定で介護人材のための待遇改善ということでの給付費アップもしていて、介護人材を確保しながら良質な介護をしていくというような対応をしているところです。また、介護報酬の見直しの中で国が示す3年間も上がっていくという状況もありますので、それに対応し、町村においても予防が重点的になると思いますので、相談のケアも含めてきちんとやっていきたいなと思っています。

金額は先ほど7016円と言ったのですけれども、これは令和22年度の方で、将来的にかなり先の話です。

お尋ねの繰入金の話ですけれども、介護保険制度ができた当初は、もし足りない場合は道からの基金を借り入れるという想定もあります。ですから、もし賄い切れない場合は、一般会計からの繰入れということではなく、そういうような事業形態でやっていて、独立採算制ということです。

実際、介護保険の給付費でいうと、65歳以上の人が第1号被保険者として保険を受けていますけれども、40歳から特に64歳までの第2号被保険者ということで、例えば、国民健康保険の方、社会保険の方、役場職員でいうと共済組合になるのですけれども、それぞれから拠出金をいただいて、介護の分を支えています。

そのほかには町村負担もあるので、この町村負担にも別に枠がありますので、結局、町からすると一般会計から負担しているようにはなっています。

制度としてはそういうことでして、行政判断としては、他市町村もそうですけれども、基金の財源をいかに確保し、保険料を圧縮するかとなります。ただ、今日の新聞にも出ていましたけれども、上げている町村が多いのが実情です。

我がまちも、管内で見ますと一番安い金額です。介護施設がないなど、いろいろな要因もあるので、引き続き、予防活動をしながら、健全経営をするため、計画に基づきながらしっかりと対応してまいりたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 先ほど、令和9年度から11年度の3か年間の金額が7016円というような話をいたしましたけれども、これはずっと先の話ということで、今、確認が取れましたので、訂正させていただきたいと思います。

ただ、基金を取り崩し、繰入れを少しでもやっていくことによって保険料率は下がるということは間違いなことですし、課長が言われたように、今朝の新聞にも介護保険の管内の状況が出ていました。浜中町は、若干増えたけれども、管内では一番安いということで、胸を張っていいのではないかなと思っています。

しかし、基金がなくなることによって、次の3年間で上がっていくというようなことが心配されますし、負担が増えていくことも考えられますので、聞いた次第です。

それに関して何かあれば、お答えをいただきたいです。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 実は、現在の第8期の計画をつくっているときも、僅かだったのですけれども、基金から800万円ぐらい入れる想定で今の保険料額にしています。結果的に、この基金を取り崩さず、予算化していませんので、800万円は積んだままの状態になっています。それを第9期に充当でき、減額できたということです。

コロナ禍の影響で給付費が下がったという影響もあるのですけれども、総体的には、予防活動も含め、給付費が抑えられたのではないかと判断しております。ですから、引き続き、財源の確保もそうですけれども、そういった活動も含め、しっかりとやっていきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 浜中町指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第21号 浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第22号 浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第23号 浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第11、議案第20号、ないし、日程第14、議案第23号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第20号浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第23号浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、国において3年に一度見直しが行われます。

本案につきましては、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、本年4月1日に施行されることから、介護サービスの運用基準など、関連する条例について改正しようとするものであります。

初めに、このたびの条例改正に共通する主な改正内容を申し上げますと、重要事項等の書面掲示に加え、インターネット上で運営規程等の掲載を義務づけ、電磁的記録媒体の利用に関する規定見直し、サービス種類別に応じた身体的拘束等の適正化の推進など、介護サービスの運営基準について整備するものであります。

議案第20号浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての主な改正内容は、人員に関する基準で、介護支援専門員の配置基準の明確化、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングほか所要の改正をするものであります。

議案第21号浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての主な改正内容は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、協力医療機関との連携体制の構築を図るなど、所要の改正をするものであります。

議案第22号浜中町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての主な改正内容は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、協力医療機関との連携体制の構築のほか、所要の改正をするものであります。

議案第23号浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介

護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての主な改正内容は、人員に関する基準では、介護支援専門員の取扱い件数の見直し、公平・中立性の確保のための取組、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングのほか、所要の改正をするものであります。

なお、この条例で定められた基準は国の示した基準と同様となっており、令和6年4月1日から施行するものとし、身体的拘束等の適正化及び重要事項の掲示に係る規定については令和7年3月31日までの経過措置期間を設けることとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第20号の質疑を行います。

6 番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 第20号についてですけれども、一括提案ですし、共通しているかと思しますので、それについて質問します。

正直、条文を一生懸命見ましたが、なかなか理解できません。

自分なりに解釈しましたが、こういう見直しをされた経緯です。国において行ったからというわけでしょうけれども、例えば、施設で虐待、あるいは、逆に職員が入所者から暴力を振るわれるなど、そういう事例が発生したことによる見直しなのかなと理解しています。

入所者のサービスの向上と安全の確保と同時に、職員の確保及び職員の負担軽減も図られるべきだという内容かなと理解したのですけれども、果たしてそれでいいのでしょうか。

また、本町は野いちごとなごみがあるのですけれども、本町が該当する施設というのはそこだけなのか、あるいは、地域活動センターまで入ってくるものなのか、聞きたいと思えます。

重要事項と書かれているのですけれども、重要事項等が指す分かりやすい具体例があればお示しいただきながら、再度説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ただいまの質問は、条例全般の改正内容についてだったかと思えますけれども、このたびの改正につきましては、3年に1回、介護保険制度が変わったことに即応した部分的な運営基準の改正となります。

議員がおっしゃった虐待事案については別に法律の規定はあるのですけれども、それをさらに運営基準の中で明確化しています。今回でいうと、例えば、身体拘束についても場合によっては必要だということもありますけれども、虐待として疑われる場合もありますので、その記録やルール化を明確にしておきなさいという基準の見直しがあります。

また、重要事項についての説明ですけれども、今までは紙媒体が多かったですし、運営基準を施設内に掲示することが原則でしたけれども、今はインターネットの時代なので、誰もがどこからでも見られるよう、自分たちのホームページなりで公開しなさいという情

報提供の仕方の変更になっています。

施行まで準備期間もありますし、猶予期間もありますけれども、そういったことになります。

全般的なことを言いますと、先ほど話がありましたとおり、サービスを提供する上での働きやすい環境も重要だと思っています。例えば、介護ロボットを活用した事業者については在職者に加算をつけるというようなことも盛り込まれているのです。

そして、対象となる町内の事業所についてです。

法律の基本的事項なので、あるなしにかかわらず、施設全般となりますが、具体的に言いますと、先ほどお話がありました特別養護老人ホーム・ハイツ野いちごは介護老人福祉施設となりますので、該当します。また、グループホームなごみは認知症共同生活介護施設で、地域密着型という区分に該当します。さらに、居宅介護支援事業所のケアプランをやっている野いちごとあやめ、町でもやっていますので、この三つが運営基準の対象になります。それから、社協でやっている訪問看護、ヘルパーステーションも該当します。あるいは、訪問看護ステーションをうちの事務所内に構えており、老人福祉センターのところにありますので、そこも対象事業所となります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 3 号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第 2 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 0 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 2 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 2 4 号 浜中町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第 1 5、議案第 2 4 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第 2 4 号浜中町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正の主な内容につきましては、第6条中、議会の同意を要する賠償責任の免除としまして、水道事業の業務に従事する職員の当該賠償に係る賠償額を10万円以上に定めるものであります。

また、第7条中、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等につきまして、その金額、または、その目的物の価額及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額を100万円以上に定めることを目的として、本条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日については令和6年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第24号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 浜中町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第16、議案第25号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第25号浜中町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本年4月1日より施行される地方自治法の一部を改正する法律による指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、引用条文が繰り下がるため、関連規定を整備するものであります。

条例改正の内容につきましては、第6条中、第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるものであります。

なお、施行期日については令和6年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第25号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第25号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

日程第18 議案第27号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（落合俊雄君） 日程第17、議案第26号、及び、日程第18、議案第27号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第26号及び議案第27号につきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第26号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、令和5年9月20日午前11時40分頃、セブン-イレブン厚岸白浜店駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両につきましては議案に記載のとおりであります。

事故の概要は、用務終了後に立ち寄ったセブン-イレブン厚岸白浜店の駐車場にて、進入車両を避けるために後退した際に駐車してあった相手車両に衝突したもので、損害額は38万1766円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失100%、相手車両損害等の全額を町が負担することで令和5年11月24日に示談を交わし

ております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第27号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により、議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾であり、今後、このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第26号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 令和6年度浜中町一般会計予算

○議長（落合俊雄君） 日程第19、議案第28号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第28号令和6年度浜中町一般会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和6年度予算につきましては、第6期浜中町まちづくり総合計画を指針とし、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾ける共創のまちづくりの実現に向け、編成したところであります。

本町ならではの個性豊かで持続可能なまちづくりを目指し、施策を講じてまいります。

予算の総額につきましては、92億3884万8000円と定め、前年当初より0.3%、2472万3000円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出、2款総務費では、公の集会施設等管理に要する経費で、公の集会施設改修工事1470万円、地域公共交通に要する経費で、町営バス運行委託料4913万2000円、3款民生費では、浜中福祉会に要する経費で、浜中福祉会補助3774万5000円、4款衛生費では、地域水道管理に要する経費で、水道メーター器設置工事4294万2000円、じん芥処理に要する経費で、清掃車両購入2174万1000円、5款農林水産業費1項農業費では、中山間地域等直接支払事業に要する経費で、中山間地域等直接支払交付金1億2743万2000円、農業基盤整備に要する経費で、浜中姉別地区道営農道整備事業負担金900万円、道営草地整備事業負担金1937万5000円、2項林業費では、林道に要する経費で、林道専用道熊牛北区線開設に伴い、林業専用道測量設計委託料652万8000円、林道専用道開設工事3187万2000円、3項水産業費では、育てる漁業に要する経費で、環境・生態系保全緊急対策事業負担金1929万6000円、漁港整備に要する経費で、漁港工事地元負担金1億573万9000円、6款商工費では、商工振興に要する経費で、創業支援事業補助700万円、小規模事業継続支援補助300万円、霧多布湿原に要する経費で、霧多布湿原センター管理運営負担金3301万円、7款土木費1項土木管理費では、建築行政に要する経費で、民間賃貸住宅等建設促進助成金1800万円、2項道路橋梁費では、町道管理に要する経費で、町道維持業務委託料5000万円、万世橋長寿命化補修工事などに伴う町道維持補修工事1億2540万円、5項住宅費では、町営住宅整備に要する経費で、茶内団地H03の個別改善工事に向けた町営住宅改修工事実施設計委託料860万円、茶内団地S63の町営住宅長寿命化型改善工事1億9500万円、8款1項消防費では、鉏路東部消防組合に要する経費で、水槽つき消防ポンプ自動車の購入9754万7000円を含む鉏路東部消防組合浜中消防署負担金3億7673万4000円、2項災害対策費では、災害対策に要する経費で、津波避難タワー整備に向けた避難施設整備工事実施設計委託料2750万円、丸山散布津波避難施設の避難施設整備工事2億2061万6000円、9款教育費4項高等学校費では、教育振興に要する経費で、海外交流派遣負担金

431万5000円、国内視察研修負担金182万6000円、地域みらい留学事業負担金157万5000円、5項社会教育費では、総合文化センター管理に要する経費で、文化センター改修工事5億387万3000円、10款公債費は10億4497万8000円、11款給与費は12億7245万2000円を計上しております。

なお、特別会計などへの繰出金につきましては、国保会計など6会計で合計5億9216万8000円となっております。

一方、歳入は、これら歳出に要する財源について、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より1100万円増の35億5000万円、地方譲与税は361万4000円増の1億2681万円、利子割交付金をはじめとした各種交付金は368万8000円増の1億7008万8000円となり、これら歳入総額の41.6%を占めております。

町税は、現在、所得申告を取りまとめ中ではありますが、前年度最終見込みを基に全体で6884万9000円、8.6%増の8億6599万3000円で、歳入総額の9.4%を占めております。

国・道支出金は1億6183万5000円減の9億296万6000円、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で2080万1000円増の2億9083万8000円、寄附金は、ふるさと納税を2億円増で見込むなど、全体で13億314万円、繰入金は、財政調整基金、ふるさと納税基金などからの繰入れを実施し、6770万7000円減の7億3709万5000円、諸収入は、貸付金元利収入などで466万7000円増の8310万8000円、詳細につきましては、1億790万円減の12億880万円となっております。

今年度の予算編成に当たっては、歳入総額の約4割を占める地方交付税は、できる限りの予算措置とさせていただき、不足分については、財政調整基金からの繰入金を計上し、基本的に年度間予算として執行する所存であります。

一般的な財政状況としましては、老朽化する施設の維持管理費や建設事業の影響に伴う公債費が今後増加する見込みとなっており、これらを要因として、厳しい財政運営が続くと予想されていることから、財源の見通しを見極めながら、事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、清掃車両の購入について、年度内に納車が完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

第3表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払い契約に係るもので、期間は令和7年度から令和10年度までとし、限度額はそれぞれの購入価格に対する利率1.0%の年賦金の合計額に相当する額から令和6年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。

第4表地方債につきましては、本年度、地方債を財源とする各事業の繰入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第28号について、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、議案第28号の補足説明を受けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 予算書の1ページをお開きください。

初めに、議案番号を28と、提出日を8日と記入願います。

議案第28号令和6年度浜中町一般会計予算について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額は92億3884万8000円と定めるとし、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとし、第2条繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費によるとし、第3条債務負担行為は、町自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第3債務負担行為によるとし、第4条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第4表地方債によるとし、第5条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めるとしております。

2ページから5ページまでの第1歳入歳出予算につきましては説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費については、4款衛生費2項清掃費の清掃車両購入事業について、事業が年度内に完了しない見込みであることから、あらかじめ繰越明許費を設定するものであります。

第3表債務負担行為については、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払い契約で、期間は令和7年度から令和10年度まで、限度額は購入価格1096万1000円に対する利率1%の年賦金の合計額に相当する額から令和6年度年賦金11万1000円を控除した額であります。

7ページの第4表地方債につきましては、起債の目的の過疎地域持続的発展特別事業から臨時財政対策債まで計16件、限度額の総額は12億880万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、詳細は歳入で説明をいたします。

8ページから9ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させてい

ただき、説明の便宜上、歳出からの説明とさせていただきますが、初めに議案関係資料の説明をさせていただきます。

議案関係資料 82 ページをお開きください。

議案関係資料 82 ページの資料 14 の令和 6 年度当初予算対前年度比較表につきましては、歳入、1 款町税から 22 款町債まで、令和 6 年度、合計 92 億 3884 万 8000 円、対前年度 2472 万 3000 円、0.3% の減となっております。

続きまして、83 ページ、歳出は、1 款議会費から 12 款予備費まで、合計 92 億 3884 万 8000 円、対前年度比 2472 万 3000 円、0.3% の減となっております。

84 ページの令和 6 年度当初予算性質別経費対前年度比較表につきましては、1 の人件費は令和 6 年度 15 億 8117 万 6000 円で、4023 万 9000 円、2.5% の減となっております。

2 の物件費は 17 億 7200 万 8000 円で、1 億 7557 万 6000 円、11% の増となっております。

3 の維持補修費は 1 億 5380 万 7000 円で、546 万 2000 円、3.7% の増となっております。

4 の扶助費は 3 億 6052 万 8000 円で、1 億 5063 万 9000 円、4.2% の減となっております。

5 の補助費は 14 億 2879 万 8000 円で、1 億 920 万 9000 円、8.3% の増となっております。

6 の普通建設事業費は 15 億 5647 万 4000 円で、3 億 8126 万 3000 円、19.7% の減となっております。

8 の公債費は 10 億 4497 万 8000 円で、858 万 1000 円、0.8% の増となっております。

9 の積立金は 6 億 8881 万 2000 円で、1 億 1877 万 7000 円、20.8% の増となっております。

10 の貸付金は 5509 万 9000 円で、525 万 9000 円、10.6% の増となっております。

11 の繰出金は 5 億 9216 万 8000 円で、1044 万 6000 円、1.7% の減となっております。

予備費 500 万円は前年度同額であります。

次に、89 ページの資料 18 をお開きください。

89 ページ、資料番号 18 の令和 6 年度予算の主な事業費調べについてご説明いたします。

2 款総務費の 1 のふるさと納税に要する経費 13 億 11 万 3000 円は、令和 5 年度実績見込みにより寄附金を 13 億円で見積もり、返礼品 3 億 9000 万円、諸経費 3 億 4797 万 5000 円、積立金 5 億 6213 万 8000 円で計上しております。

2の湯沸地区集会施設建替工事実施設計880万円は、湯沸地区の集会施設建て替え工事に向けた実施設計で、財源は過疎債です。

3の茶内第三寿の家解体工事1000万円は、未使用となっている茶内第三寿の家の解体を行うものです。

4の茶内コミュニティセンター照明改修550万円は、多目的ホール照明のLED化及び非常灯の改修です。

5の共和会館外部改修工事920万円は、屋根塗装と一部ふき替え、外壁塗装などによるものです。

6のEV車導入110万4000円は、茶内支所にEV車をリース契約により配置するものです。

7のEV充電設備設置工事29万6000円は、茶内支所にEV車充電設備を設置するものです。

8の人口ビジョン・総合戦略改定委託366万3000円は、町人口ビジョン及び令和7年度から11年度までの地方創生総合戦略の改定作業支援を委託するものです。

9の町営バス運行委託4913万2000円は、町内の2事業者に霧多布―厚岸線などの5路線の町営バス運行を委託するものです。

10の地方バス路線維持対策補助1291万6000円は、民間事業者の根室―釧路間の都市間バスの運行に対する負担金です。

11のふれあい交流・保養センター管理運営負担金4290万円は、民間事業者へ指定管理に伴う運営を負担するものです。

3款民生費、12の旧琵琶瀬小学校校舎改修工事1930万円は、町社会福祉協議会の事務所移転に伴い、施設内部等の改修を行うもので、財源は過疎債です。

13の町社会福祉協議会補助4256万4000円は運営事業補助で、財源は地方消費税交付金社会保障財源分です。

14の難聴者補聴器購入費等助成29万1000円は、町民の補聴器購入に対する一部助成で5名分を計上、財源はふるさと納税基金繰入金です。

15の福祉職修学資金貸付金192万円は、月額8万円の12か月分の2名分を計上するものです。

16の児童発達支援サービス等運営費補助150万円は、町発達支援センター運営費補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

17の地域活動支援センター運営事業委託1557万5000円は、カフェ事業、地域活動支援・共生型事業の運営事業委託で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

18の高齢者バス等利用料支給507万7000円は、70歳以上の高齢者に対し、バス等利用料を1人当たり1万円支給するものです。

19の浜中福祉会補助3774万5000円は、運営費と職員住宅建設費に対する補助で、財源は地方消費税交付金社会保障財源分です。

20のデイサービス事業補助1920万3000円は、浜中福祉会が実施する事業への補助で、財源は地方消費税交付金社会保障財源分です。

21の居宅介護支援事業補助375万9000円も浜中福祉会が実施する事業への補助です。

22の子ども医療費扶助1924万8000円は、18歳以下への医療費助成で、財源は道補助金と過疎債です。

23の子育て世帯訪問支援事業委託37万5000円は、町内で家事、育児に不安などを抱える子育て世帯に対し、社会福祉協議会への委託により訪問支援を実施するものです。

24の子どもショートステイ事業委託6万5000円は、子どもが一時的に養育困難となった場合の短期宿泊事業を実施するものです。

4款衛生費、25の厚岸郡広域救急医療体制負担金1992万9000円は、厚岸町への広域救急医療体制確保に向けた負担金で、財源は過疎債です。

26の看護師等修学資金貸付金96万円は、月額8万円の12か月分で1名分を計上するものです。

27の妊婦健康診査（超音波検査）246万4000円は、超音波検査に関わる町負担をこれまでの6回分から妊婦一般健診回数の14回分に拡大するものです。

28の1か月児健診助成16万円は、新たに伴走型相談支援の一環として助成するもので、財源は国庫補助金です。

29の不妊治療費助成123万7000円は、不妊治療費の町負担分をこれまでの9割負担から全額負担にするもので、財源は国庫補助金です。

30の不妊治療費交通費助成33万7000円は、不妊治療に係る交通費の一部を助成するもので、財源は国庫補助金です。

31のおたふくかぜワクチン接種料助成54万8000円は、新たに未就学児のワクチン接種費用全額を助成するものです。

32の水道メーター器設置工事4294万2000円は、農業用水道区域における水道メーター器の新設及び更新工事を実施するものです。

33の水道メーター器購入2985万4000円は、上記32の工事に向け、水道メーター器を購入するものです。

34のバイオマスプラント建設意向調査委託345万4000円は、参加希望農家への説明会、最終的な意向確認、事業性の評価などを実施するもので、財源は道の地域づくり総合交付金です。

35のじん芥処理委託8397万4000円は、町内のじん芥収集・処理委託によるものです。

36の可燃ごみ焼却委託5454万3000円は、根室市じん芥焼却場での可燃ごみ処理に係る根室市への委託料です。

37の清掃車両購入2174万1000円は、収集用4トンダンプを更新するもので、

繰越明許費を設定、財源は過疎債です。

38の根室市じん芥焼却場建設事業負担金528万2000円は、根室市が建設を進めるじん芥焼却場の事業者選定に係る町負担分です。

39の発泡スチロール減容機購入620万2000円は、リサイクルセンターの発泡スチロール減容機の更新で、財源は防衛交付金です。

40のし尿処理委託2255万円は、町内のし尿収集・処理委託によるものです。

41の合併処理浄化槽設置事業補助560万円は、昨年までと同様、国庫補助金を財源に6基分を計上するものです。

5款農林水産業費、42の中山間地域等直接支払交付金1億2743万2000円は、浜中別寒辺牛集落及び根室集落の2集落に交付、財源は道負担金とふるさと納税基金繰入金です。

43の後継者就業交付金600万円は、継続8名、新規2名を計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

44の新規就農者誘致事業補助3883万9000円は、リース賃借料の2分の1を7件分、固定資産税相当分を5件分計上するもので、財源は過疎債です。

45の農業経営技術研修受入事業助成530万円は、月額5万円掛ける延べ106か月分を計上するもので、財源は過疎債です。

46の浜中姉別地区道営農道整備事業負担金900万円は、浜中姉別第2地区道営農道整備で、町負担は事業費4000万円の22.5%、財源は辺地債です。

47の道営草地整備事業負担金（浜中地区）1937万5000円は、町内一円の起伏修正で、町負担は7750万円の25%、財源は受益者分担金です。

48の町有林整備事業3402万9000円は、人工造林事業などで、財源は国・道補助金、森林環境譲与税、公有林債です。

49の林業専用道測量設計委託652万8000円は、次の50の熊牛北区線の開設工事に向けた測量設計によるものです。

50の林業専用道開設工事3187万2000円は、新たな熊牛北区線の開設工事、財源は道補助金です。

51の林道補修工事434万円は、昨年度に引き続き、若山線及び奔幌戸線を実施するもので、財源は道の地域づくり総合交付金です。

52の豊かな森づくり推進事業補助624万円は、道補助金を財源に森林組合事業費に対して補助するものです。

53の有害鳥獣駆除委託1872万8000円は、今年度のエゾシカ駆除頭数を3000頭の500頭増とするほか、湯沸地区のエゾシカ捕獲を継続するもので、財源は道の地域づくり総合交付金です。

54の狩猟免許等取得助成72万円は、2名分を計上するものです。

55の水産資源環境整備事業負担金1100万円は、道営の火散布沼アサリ礁盛土工事

に対する町負担で、事業費 1 億 1 0 0 0 万円の負担割合 1 0 %を計上し、財源は辺地債です。

5 6 の後継者就業交付金 1 5 0 万円は、月額 5 万円の延べ 3 0 か月分を計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

5 7 の水産多面的機能発揮対策支援事業負担金 1 1 0 万 4 0 0 0 円は、2 組織分で、事業費 7 3 6 万円の負担割合 1 5 %で計上し、財源はふるさと納税基金繰入金です。

5 8 の環境・生態系保全緊急対策事業負担金 1 9 2 9 万 6 0 0 0 円は、赤潮対策や藻場保全に対する負担で、3 組織、事業費 1 億 2 8 6 4 万円の負担割合 1 5 %で計上し、財源はふるさと納税基金繰入金です。

5 9 の産業振興奨励補助 8 3 2 万 7 0 0 0 円は、浜中町ウニ種苗センター運営費補助 3 0 0 0 万円の 1 5 %、管内水産種苗生産センター運営費補助 1 9 0 0 万 8 0 0 0 円の 1 0 %、マツカワ種苗購入事業補助 1 5 1 万 8 0 0 0 円の 2 分の 1、幌戸ふ化場堰止板設置事業補助 3 6 万 1 0 0 0 円の 2 分の 1、黒頭カレイふ化事業補助 4 7 万 5 0 0 0 円の 2 分の 1、稚タコ育成礁設置事業補助 1 5 0 万円の 2 分の 1、財源につきましては全てふるさと納税基金繰入金であります。

6 0 の水産振興対策事業補助 1 3 2 0 万円は、浜中漁協が実施するナマコ増殖事業に対する補助で、財源は水産振興基金繰入金です。

6 1 の水産振興基金積立金 8 0 0 万円は、漁協 3 0 0 万円、町 5 0 0 万円を積み立てるもので、財源はふるさと納税基金繰入金及び寄附金です。

6 2 の漁港工事地元負担金 1 億 5 7 3 万 9 0 0 0 円は、琵琶瀬、奔幌戸、散布の各漁港の整備工事に対する町負担で、財源は過疎債です。

6 款商工費、6 3 の町商工会補助 1 7 9 0 万円は、運営費に対する補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

6 4 の地域経済活性化促進奨励補助 2 0 0 万円は、1 件の見込み計上で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

6 5 の商工振興対策事業補助 5 0 0 万円は、商工会が実施するルパン三世 P a y のキャッシュレスシステムポイント還元に対する補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

6 6 の産業振興奨励補助 2 2 0 万円は、商工会青年部の浜中・沖縄県与那原町青少年少女体験相互交流事業などの 3 事業に対する補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

6 7 の創業支援事業補助 7 0 0 万円は、新たに町内で起業、創業する者に対し、建物や設備等の経費を一部補助するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

6 8 の小規模事業継続支援補助 3 0 0 万円も、新たに町内小規模事業者の事業用施設改修や事業用備品購入に対して補助するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

6 9 の後継者就業交付金 6 0 万円は、1 件分の見込み計上で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

7 0 の中小企業特別融資資金利子補給 2 0 0 万円は、基金繰入金を財源に借入金の償還

分に対する利子補給によるものです。

71の中小企業特別融資預託金4000万円は、財源は預託金元金です。

72の特殊詐欺対策電話機等設置費補助5万円は、新たに特殊詐欺対応機能つき電話機の購入に対して補助するもので、5件分を計上するものです。

73の霧多布湿原センター管理運営負担金3301万円は、指定管理による運営負担金で、通常分3182万3000円、燃料高騰補填分118万7000円によるもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

74のルパン三世地域活性化プロジェクト事業補助875万1000円は、地域活性化プロジェクトへの運営事業補助で、財源は過疎債です。

7款土木費、75の安心住まいる促進事業助成金500万円は、町内での住宅の新築、改修に対する一部助成によるものです。

76の民間賃貸住宅等建設促進助成金1800万円は、民間事業者がアパートや従業員宿舍を建設する費用の一部を助成するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

77の町道維持補修工事1億2540万円は、以下、霧多布2条通局部改良工事から茶内通学路通排水改修工事までの5事業、万世橋長寿命化補修工事6600万円は、万世橋長寿命化に向けた補修工事で、財源は国庫補助金及び辺地債です。

78の茶内団地個別改善工事実施設計860万円は、社内団地H03の個別改善工事実施設計で、財源は国庫補助金及び公住債です。

79の茶内団地個別改善工事1億9500万円は、茶内団地S63の個別改善工事で、財源は国庫補助金及び公住債です。

8款消防費、80の水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入9754万7000円は、釧路東部消防組合が茶内分遣所に配置する車両1台の更新で、財源は過疎債です。

81の自動体外式除細動器（AED）購入713万2000円は、AEDの更新15台と新規設置5台、トレーニングキット1台を購入するもので、財源は防衛交付金です。

82の津波避難タワー整備工事実施設計2750万円は、津波避難タワー整備工事実施設計4基分で、財源は国の都市防災総合推進事業補助及び公共事業等債です。

83の丸山散布津波避難施設整備工事2億2061万6000円は、継続事業の2か年目によるもので、財源は国の都市防災総合推進事業補助及び公共事業等債です。

84の津波避難タワー用地購入1387万1000円は、津波避難タワー建設予定地2か所の土地購入で、財源は国の都市防災総合推進事業補助及び公共事業等債です。

9款教育費、85の学校用バス運行委託（小・中）6352万3000円は、児童生徒の通学及び行事用のバス運行委託によるものです。

86の海外交流派遣負担金（高校）431万5000円は、オーストラリアへの生徒派遣事業負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

87の国内視察研修負担金（高校）182万6000円は、愛知県での国内産業視察、沖縄県での国内環境視察研修の実施負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

88の地域みらい留学事業負担金157万5000円は、道外からの生徒募集を行うに当たり、合同説明会への出展費用及び説明会への参加旅費を計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

89の学校用バス運行委託（高校）550万円は、通学及び冬期部活動下校等のバス運行を委託するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

90の少年少女国内派遣事業負担金180万円は、小学5年生12名、中学2年生4名の参加分、財源はふるさと納税基金繰入金です。

91の総合文化センター長寿命化改修工事5億387万3000円は、継続事業の2か年目で、財源は過疎債です。

92の総合文化センター備品購入270万1000円は、文化センター改修工事後の利用再開に向け、図書室等の備品を購入するものです。

93の総合体育館備品購入445万5000円は、総合体育館のランニングマシン2台の購入によるもので、財源は防衛交付金です。

94の農業者トレーニングセンターアスベスト調査135万円は、今後の施設長寿命化改修の検討に向けたアスベスト調査によるものです。

95の給食調理業務委託5175万4000円は、令和6年度から調理業務一式を民間事業者に委託するものです。

次に、繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金など、全6会計分であります。

続いて、97ページの企業会計につきましては説明を省略させていただきます。

98ページの資料19の令和6年度地方消費税交付金社会保障財源分に係る財源充当科目予算一覧表につきましては、当交付金の充当内訳を記載しております。

99ページから104ページの資料20の令和6年度のふるさと納税基金繰入金に係る財源充当科目予算一覧表につきましては、ふるさと納税基金を財源とする事業の内訳、105ページから116ページの資料21の負担金補助及び交付金調につきましては記載のとおりで、いずれも説明は省略をさせていただきます。

続きまして、予算書の38ページをお開きください。

歳出1款1項1目議会費5508万円は、240万9000円の増です。

議会議員に要する経費4871万8000円は233万3000円の増、議会だよりに要する経費141万4000円は24万2000円の増、10節需用費、印刷製本費136万4000円は印刷単価の高騰に伴い24万2000円の増です。

議会運営に要する経費494万8000円は16万6000円の減、8節旅費、普通旅費117万7000円は45万3000円の増、41ページの12節委託料議事録作成委託料180万4000円は22万円の増で議事録作成標準作成委託実施によるものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費14億8253万3000円は1億9228万3000円の増です。

行政関連審議会委員に要する経費33万9000円は報酬額の見直しにより3万900

0円の増です。

43ページの庁舎管理に要する経費4336万8000円は194万2000円の減、10節需用費、修繕料159万8000円は、庁舎さび止め、空調機Vベルト交換などにより129万8000円の増、12節委託料、施設管理清掃委託料1755万6000円は31万9000円の増、17節備品購入費、庁用備品購入66万1000円は正面玄関、保健集会室等のカビ対策用除湿機や書庫購入により23万3000の増です。

その他一般行政に要する経費5385万7000円は314万5000円の減、45ページの10節需用費、印刷製本費130万円は70万9000円の増で封筒作成の単価アップ及び町独自のオリジナル手提げ袋の作成、18節負担金、補助及び交付金、47ページの浜中町防犯協会負担金54万8000円は、厚岸町地区防犯ふれあいコンサートの本町開催に伴い10万円の増、街灯維持補助580万円は120万円の減で、実績による見込み計上です。

電算システムに要する経費8194万5000円は260万1000円の減、49ページの12節委託料、システム保守委託料331万円は新個人情報ウェブシステム運用費及び更新費の追加などにより45万8000円の増、13節使用料及び賃借料、事務用機器借上料1093万3000円は印刷機を廃止し、A3複合機への変更などにより27万7000円の増、17節備品購入費、事務用機器購入72万8000円は、NASバックアップ用ハードディスクの更新などにより8万9000円の増、事務用機器購入年賦金283万5000円は176万2000円の減で、令和元年度購入分の終了などによるもの、18節負担金、補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金471万5000円は261万9000円の増で、中間サーバー、プラットフォーム運用の次期システムへの移行によるものです。

契約事務に要する経費8万6000円は1000円の増です。

財政事務に要する経費40万1000円は8万2000円の増です。

51ページの出納事務に要する経費242万2000円は25万5000円の減、11節役務費、手数料75万8000円は指定金融機関への振込手数料などで15万円の減、13節使用料及び賃借料、システム使用料39万6000円は6万6000円の増で、指定金融機関への口座振替等のデータシステム利用によるものです。

ふるさと納税に要する経費は、事業費調の1のとおりで、13億11万3000円は2億10万4000円の増、7節報償費、ふるさと納税返礼品3億9000万円は納税額13億円の30%で計上し、9000万円の増、8節旅費、普通旅費166万9000円は28万7000円の増で、PRイベント参加及び道外の事業者との打合せによるもの、10節需用費、印刷製本費30万3000円は前年度同額でふるさと納税掲載サイトへの新規返礼品の写真代、11節役務費、通信運搬費9960万円は2880万円の増で、返礼品送料1200円の8万3000件を計上、手数料1822万円は516万7000円の減で、主にGMOクレジット決済、ふるさとチョイス手数料を委託料と統合したことによ

るもの、53ページの12節委託料、ふるさと納税支援業務委託料2億1830万円は3188万2000円の増、ふるさと納税パンフレット作成委託料690万8000円は、新たに細々節を設定し、委託によりパンフレット1000部を作成、18節負担金、補助及び交付金、ふるさと納税返礼品イベント負担金154万円は55万円の減で、昨年度までの実績ベースで計上、24節積立金、ふるさと納税基金積立金5億6212万5000円は7834万8000円の増で財源調整、企業版ふるさと納税基金積立金10万円は皆増で1件分を見込み計上、2目広報費490万4000円は12万1000円の増です。

広報に要する経費390万5000円は印刷製本の単価アップにより12万1000円の増です。

ホームページに要する経費99万9000円は前年度同額、3目財産管理費2億1972万8000円は3088万9000円の増です。

公の集会施設等管理に要する経費5571万2000円は1699万5000円の増、10節需用費、修繕料391万9000円は172万8000の増で、貫人会館の外灯取替え及び貫人会館、琵琶瀬住民センター、渡散布地区住民センターの壁、換気扇の取替えなど、55ページの12節委託料、公の集会施設建替工事実施設計委託料880万円は皆増で事業費調の2、14節工事請負費、建物解体工事1000万円も皆増で事業費調の3、公の集会施設改修工事1470万円は430万円の減で事業費調の4と5のとおり、17節備品購入費、施設用備品購入79万2000円は17万3000円の増で、姉別農村環境改善センターのストーブ3台の更新などです。

町有施設管理に要する経費2854万5000円は1270万8000円の減、17節備品購入費、57ページの施設用備品購入51万円は、町有施設消火器31本の更新です。

その他町有財産管理に要する経費359万1000円は1434万7000円の減、12節委託料、支障木伐採委託料131万1000円は111万1000円の増で、浜中神社前町有地支障木の伐採など、13節使用料及び賃借料、土地借上料118万4000円は、医師住宅敷地借り上げなどの追加で4万6000円の増です。

基金積立金1億1635万8000円は4031万7000円の増、24節積立金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金1億1632万円は診療所運営分とじん芥処理費充当対応分です。

公用車管理に要する経費1552万2000円は63万2000円の増、59ページの13節使用料及び賃借料、自動車借上料110万4000円は皆増で、事業費調の6のとおり、14節工事請負費、EV充電設備設置工事29万6000円も同じく皆増で、事業費調の7のとおり、4目振興費1億945万4000円は229万1000円の減です。

町功労者表彰等に要する経費134万1000円は9万5000円の減です。

61ページの地域振興に要する経費1741万5000円は622万6000円の増、1節報酬、総合戦略推進報酬51万3000円及び8節旅費、費用弁償3万2000円は皆増で、総合戦略人口ビジョン改定に関わるもの、普通旅費163万3000は58万円

の増で、移住イベント参加料費の増額によるもの、12節委託料、移住パンフレット作成委託料121万円は皆増で、事業者への委託によりパンフレットを作成するもの、人口ビジョン・総合戦略改定委託料366万3000円は皆増で、事業費調の8のとおり、63ページの17節備品購入費、事業用備品購入34万円は皆増で、移住フェア等へ参加した際のブースで使用する備品を購入、18節負担金、補助及び交付金、北前船寄港地フォーラム負担金10万円は皆増で、6月の釧路市開催に対するもの、地域振興事業補助80万円は16万8000円の減で、榊町地区防犯灯改修事業と一般補助分50万円を計上です。

人づくり事業に要する経費76万4000円は2万8000円の増、18節負担金、補助及び交付金、65ページの人づくり事業推進補助50万円は前年度同額を計上しております。

地域おこし協力隊に要する経費644万円は215万3000円の減、1節報酬、会計年度任用職員報酬254万2000円は1名分で235万円の減、18節負担金、補助及び交付金、地域おこし協力隊起業等支援補助100万円は皆増で、現在の協力隊員1名が町内で起業あるいは事業継承等を行う場合の支援分を計上しております。

地域公共交通に要する経費720万48000円は588万7000円の減、67ページの12節委託料、町営バス運行委託料491万32000円は232万9000円の増で、事業費調の9のとおり、地域公共交通計画策定委託料460万9000円は354万2000円の増で、前年度に引き続き、現行計画の見直し、及び、新しい計画の策定を行うに当たり、その調査等を委託、17節備品購入費、事業用備品購入56万1000円は9万円の減で、バス停標識の購入一式、18節負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助1291万6000円は75万9000円の増で、事業費調の10のとおりです。

テレビ放送中継局管理に要する経費108万4000円は43万7000円の減です。

空き家等対策に要する経費1036万2000円は2万7000円の増、69ページの18節負担金、補助及び交付金、不良空家等除却補助1000万円は前年度同額で、1件100万円の10件分を計上、5目支所及び出張所費533万4000円は5万7000円の増です。

浜中支所管理に要する経費73万2000円は2万6000円の増です。

茶内支所管理に要する経費460万2000円は3万1000円の増です。

70ページの6目職員研修厚生費3768万1000円は28万9000円の減、職員厚生に要する経費3396万8000円は34万6000円の減、8節旅費、73ページの赴任旅費204万9000円は56万2000円の増で12名分を見込み計上、12節委託料、人事評価制度運用支援業務委託料35万2000円は245万3000円の減で職員の人事評価研修分です。

職員研修に要する経費238万3000円は6万6000円の増です。

職員住宅管理に要する経費133万円は9000円の減、75ページの17節備品購入

費、施設用備品購入77万9000円は1万4000円の増で、職員住宅の灯油タンク2台と物置2棟を購入するものです。

7目交通安全対策費264万5000円は交通安全対策に要する経費で9万5000円の減です。

8目ふれあい交流・保養センター費4603万8000円は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費で51万4000円の減、10節需用費、修繕料88万5000円は皆増で、ドライサウナ室の内装張り替えと浴室上がりシャワー2か所の修理分、12節委託料、システム改修委託料95万7000円は皆増で、温浴レストラン用券売機及び売店用釣銭機などの新紙幣対応によるもの、17節備品購入費、施設用備品購入4万1000円は光電式スポット型感知器の購入、18節負担金、補助及び交付金、77ページのふれあい交流・保養センター管理運営負担金4290万円は前年度同額で、事業費調の11のとおり、ふれあい交流・保養センター無料優待券負担金120万円は45万円の増で、500円の2400人分を計上しております。

2項徴税費1目税務総務費3万円は、固定資産評価審査委員会委員に要する経費で3000円の増、2目賦課徴収費1300万3000円は243万2000円の減です。

賦課事務に要する経費642万2000円は221万円の減、12節委託料、固定資産評価支援システム更新委託料33万円は皆増で、固定資産税地図データ更新業務、13節使用料及び賃借料、79ページのシステム使用料105万6000円は固定資産評価支援システム借上料で前年度同額です。

徴収事務に要する経費658万1000円は22万2000円の減となります。

3項1目戸籍住民基本台帳費1071万9000円は266万2000円の増です。

戸籍住民登録事務に要する経費1062万8000円は297万3000円の増、81ページの12節委託料、システム改修委託料331万1000円は皆増で、戸籍情報システムと戸籍及び戸籍附票システムの標準化、共通化に伴うものです。

旅券発行事務に要する経費9万1000円は31万1000円の減となります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費74万2000円は選挙管理委員会に要する経費で4万2000円の増となります。

82ページの5項統計調査費1目基幹統計費79万9000円は、基幹統計調査に要する経費で170万9000円の減、1節報酬、統計調査員報酬52万8000円は116万2000円の減で2025農林業センサス調査分となります。

6項1目監査委員費336万3000円は、監査委員に要する経費で44万4000円の増となります。

84ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1億2931万4000円は2281万5000円の増です。

民生委員に要する経費243万8000円は6000円の増です。

その他社会福祉に要する経費7075万8000円は2204万4000円の増、87

ページの14節工事請負費、施設改修工事1930万円は皆増で、事業費調の12のとおり、17節備品購入費、車両購入年賦金70万9000円は、令和元年度に社会福祉協議会に貸与した車両の年賦完了により67万8000円の減、18節負担金、補助及び交付金、浜中町社会福祉協議会補助4256万4000円は370万4000円の増で、事業費調の13のとおり、19節扶助費、福祉灯油購入助成255万9000円は17万2000円の増で、100リットル分の215世帯分を計上、難聴者補聴器購入費等助成29万1000円は皆増で、事業費調の14のとおり、20節貸付金、福祉職修学資金貸付金192万円は前年度同額で、事業費調の15のとおりです。

89ページの老人福祉母子健康センター管理に要する経費107万1000円は社会福祉協議会の事務所移転などに伴い202万6000円の減、基金積立金1万1000円は前年度同額で、科目設定です。

国民年金事務に要する経費1万円も前年度同額です。

国民健康保険特別会計繰出金5502万6000円は279万1000円の増で、法定繰り出し分を計上です。

2目障がい者福祉費2億5878万9000円は1242万9000円の減、重度心身障がい者医療に要する経費642万6000円は123万円の減、91ページ、19節扶助費、重度心身障がい者ほか医療費扶助費624万円は、対象者の減などに伴い、120万円の減です。

障がい者福祉給付に要する経費1億8234万4000円は377万5000円の増、19節扶助費、補装具給付費124万8000円から障がい福祉サービス費1億6300万8000円は実績による見込み計上です。

子ども発達支援事業に要する経費3976万6000円は6万3000円の増、18節負担金、補助及び交付金、93ページの児童発達支援サービス等運営費補助150万円は50万円の減で、事業費調の16のとおり、19節扶助費、障がい児給付費3801万9000円は55万9000円の増で、実績による見込み計上です。

地域生活支援事業に要する経費2580万7000円は208万9000円の減、12節委託料、地域活動支援センター運営事業委託料1557万5000円は前年度同額で、事業費調の17のとおり、移動支援事業委託料224万4000円は8万2000円の増で社会福祉協議会への委託、19節扶助費、日常生活用具給付費197万2000円は住宅改修費などで9万円の減です。

その他障がい者福祉に要する経費444万6000円は539万8000円の減、95ページの13節使用料及び賃借料、システム使用料55万8000円はマイクロソフトライセンス使用料と障がい福祉業務総合支援ソフト貸借料、19節扶助費、特定疾患患者等通院交通費助成189万円は63万円の減で、通院回数減による実績見込み計上です。

3目高齢者福祉費2億7266万2000円は45万7000円の増です。

在宅福祉に要する経費2719万2000円は140万8000円の増、12節委託料、

高齢者在宅生活支援事業委託料 1714万5000円は社会福祉協議会への事業委託や高齢者事業団への除雪サービス委託で28万8000円の増、緊急通報システム業務委託料 130万9000円は通報システムの業務委託と通報装置レンタル料などで1万8000円の減、97ページの19節扶助費、敬老祝金91万円は29人分で31万円の減、認知症高齢者介護手当36万円は3名分で24万円の減、高齢者バス等利用料支給507万7000円は事業費調の18のとおりで273万7000円の増、寝たきり高齢者等紙おむつ購入助成174万円は在宅者の減少などに伴う実績見込みにより84万円の減です。

高齢者生きがい対策に要する経費529万5000円は12万1000円の減です。

老人福祉施設措置に要する経費1704万円は介護認定者ほかの実績見込み計上で312万円の減です。

浜中福祉会に要する経費6070万7000円は384万6000円の増、18節負担金、補助及び交付金、浜中福祉会補助3774万5000円は104万1000円の減で、事業費調の19のとおり、デイサービス事業補助1920万3000円は473万7000円の増で事業費調の20のとおり、居宅介護支援事業補助375万9000円は15万円の増で事業費調の21のとおりです。

その他高齢者福祉に要する経費24万7000円は2万1000円の減です。

99ページの後期高齢者医療特別会計繰出金2506万円は121万5000円の増です。

後期高齢者医療に要する経費6195万5000円は30万7000円の増です。

介護保険特別対策に要する経費42万1000円は9万6000円の増です。

介護保険特別会計繰出金7474万5000円は253万9000円の減で、財源調整です。

4目ケアプラン事業費72万3000円は、ケアプラン事業に要する経費で、7000円の増、101ページの12節委託料、介護予防支援業務委託料48万9000円は対象者の減により5万2000円の減です。

5目ひとり親家庭等対策費254万3000円は、ひとり親家庭等医療に要する経費で、15万5000円の減、19節扶助費、ひとり親家庭等医療費扶助費246万円は12万円の減で実績見込みです。

6目子ども対策費2055万5000円は、子ども医療に要する経費で、399万2000円の減、19節扶助費、子ども医療費扶助費1924万8000円は事業費調の22のとおりで、対象者減による実績見込み計上で382万8000円の減、未熟児養育医療費扶助費52万2000円は前年度同額で1件分を見込み計上するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費1億5708万5000円は2439万3000円の増です。

放課後児童クラブに要する経費1345万9000円は677万9000円の増、103ページの11節役務費、手数料1万2000円から車検諸費6万9000円までは、今

年度に社会福祉協議会へ無償貸与する移送車両1台に関わるもの、12節委託料、業務補助委託料74万3000円は41万3000円の増で、児童クラブへの移送費用として1回1650円の450回分を計上、17節備品購入費、施設用備品購入53万2000円は皆増で、家庭用エアコンの購入、車両購入445万円も皆増で、社会福祉協議会へ無償貸与する児童輸送用車両ハイエース1台を購入、26節公課費、自動車重量税6万2000円の増も皆増で、ただいま説明しました車両の購入に伴うものです。

子育て支援センターに要する経費32万8000円は、会計年度任用職員報酬の皆減などにより91万4000円の減、105ページの17節備品購入費、施設用備品購入4万3000円は皆増で、ベッド型身長計の購入です。

常設保育所に要する経費6811万円は、主に会計年度任用職員の人件費の増で627万7000円の増、107ページの12節委託料、施設管理清掃委託料344万6000円は7万3000の増で、茶内保育所の清掃に関わるもの、建物附属設備保守管理委託料182万1000円は、隔年実施の霧多布保育所高圧ケーブル絶縁診断により6万2000円の増、17節備品購入費、施設用備品購入41万2000円は29万8000円の増で、茶内保育所の散歩車や霧多布保育所のベンチ、加湿器などの購入です。

109ページのへき地保育所に要する経費1855万5000円は、主に会計年度任用職員の人件費の増などにより669万円の増、10節需用費、修繕料62万5000円は53万5000円の増で、散布保育所ドアハンドル18か所の修理と姉別保育所屋外水道管の修理によるもの、11節役務費、手数料13万円は6万7000円の増で、3台のピアノ調律によるもの、111ページの17節備品購入費、施設用備品購入14万9000円は79万7000円の減で、散布保育所の電子ピアノ1台の購入とバキュームクリーナーの購入です。

保育所給食に要する経費4156万9000円は、主に会計年度任用職員の人件費の増などにより324万6000円の増、10節需用費、修繕料8万円は皆増で茶内保育所の蛇口の補修、11節役務費、113ページのクリーニング代4万1000円は皆増で、調理員の被服分として新規に計上、12節委託料、配送車運行委託料1099万6000円は39万2000円の増です。

その他保育に要する経費409万円は119万6000円の減、18節負担金、補助及び交付金、施設型給付費131万2000円は64万4000円の減で1名分、保育所等給食費助成金178万2000円及び19節扶助費、保育料補助費99万6000円は見込み計上です。

子ども家庭総合支援拠点に要する経費310万5000円は、その他児童福祉に要する経費からの移行で、1節報酬、会計年度任用職員報酬200万7000円から3節職員手当等、会計年度任用職員勤勉手当34万円までは1名分を計上、7節報償費、講師謝金6万円は実務者研修と子育て講演会の2回分を計上、115ページ、8節旅費、費用弁償5万6000円は講師1名分です。

その他児童福祉に要する経費 386万9000円は118万5000円の減、12節委託料、子ども・子育て支援事業計画策定委託料 287万1000円は80万3000円の増で、令和7年度から11年度計画策定の2か年目、ファミリーサポートセンター業務委託料 5万円は前年度同額で送迎業務を社会福祉協議会へ委託、子育て世帯訪問支援事業委託料 37万5000円は皆増で、事業費調の23のとおり、子どもショートステイ事業委託料 6万5000円も皆増で、事業費調の24のとおりです。

117ページの出産・子育て応援給付金に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、出産・子育て応援給付金 400万円は200万円の増で、出産分として5万円の40人分、子育て分として5万円の40人分を計上しております。

2目児童手当費 6171万7000円は、児童手当に要する経費で、27万1000円の増、18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 34万1000円は皆増で、児童手当の制度改正に伴うものとなります。

3項1目災害救助費 51万円は、災害救助に要する経費で、前年度同額となります。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費 2億5965万5000円は1735万8000円の増です。

広域救急医療対策に要する経費 2334万7000円は12万5000円の増、12節委託料、電話健康医療相談委託料 164万1000円は7000円の増、18節負担金、補助及び交付金、119ページの厚岸郡広域救急医療体制負担金 1992万9000円は1000円の減で、事業費調の25のとおりです。

その他保健衛生に要する経費 201万5000円は1000円の増、20節貸付金、看護師等修学資金貸付金 96万円は前年度同額で、事業費調の26のとおりです。

浜中診療所特別会計繰出金 1億9335万円は2981万6000円の増です。

水道事業会計繰出金 4094万3000円は1258万4000円の減です。

2目健康促進特別対策費 2887万8000円は102万4000円の減です。

成人保健に要する経費 874万2000円は384万7000円の減、121ページの12節委託料、検診等委託料 782万6000円は検診人数の減などにより36万5000円の減です。

母子保健に要する経費 2013万6000円は282万3000円の増、1節報酬、医師報酬 30万円は皆増で乳児健診 5万円の6回分を計上、123ページの12節委託料、検診等委託料 1203万8000円は269万円の増で、事業費調の27のほか、産前産後サポートやケア事業委託など、19節扶助費、検診等助成 345万5000円は10万9000円の減で事業費調の28から30のとおりです。

3目予防費 2173万8000円は28万円の減です。

狂犬病予防に要する経費 57万2000円は17万5000円の増、17節備品購入費、事業用備品購入 18万8000円はアニマルフェンスとアニマルトラップ 4台の購入により13万5000円の増です。

感染症対策に要する経費2116万6000円は45万5000円の減、125ページの19節扶助費、予防接種料助成113万2000円は50万9000円の増で事業費調の31のほか、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの接種などです。

4目環境衛生費567万8000円は94万7000円の増です。

斎場管理に要する経費368万3000円は18万7000円の増、10節需用費、修繕料177万2000円は14万3000円の増で、点検による修繕として2号炉霊台車耐火物張り替え、差圧指示計の交換など、17節備品購入費、施設用備品購入10万3000円3万8000円の減で、座椅子10脚の購入などです。

墓地管理に要する経費128万3000円は39万3000円の増、127ページの15節原材料費、補修用原材料92万1000円は36万5000円の増で、砕石の単価アップなどによるものです。

その他環境衛生に要する経費71万2000円は36万7000円の増、17節備品購入費、事業用備品購入31万2000円は皆増で、蜂防護服2着の購入などです。

5目診療所費901万5000円は130万1000円の増です。

歯科診療所管理に要する経費751万4000円は、主に会計年度任用職員の人件費などにより130万1000円の増、129ページの17節備品購入費、施設用備品購入28万4000円は、茶内歯科診療所の灯油タンク3基の購入です。

基金積立金150万1000円は前年度同額です。

6目地域水道費2億79万3000円は1億552万6000円の増です。

地域水道管理に要する経費8309万1000円は7123万7000円の増、10節需用費、131ページの修繕料114万4000円は340万2000円の減で、2号FP及び1号・2号幹線の無停電電源装置の修理など、12節委託料、配水池等洗浄委託料187万円は皆増で、1号配水池の洗浄、14節工事請負費、水道メーター器設置工事4294万2000円は皆増で、事業費調の32のとおり、17節備品購入費、施設用備品購入2988万7000円は2985万4000円の増で、事業費調の33のとおりです。

かんがい排水事業用水施設管理に要する経費1億1770万2000円は3428万9000円の増、10節需用費、133ページの燃料費243万6000円は199万2000円の増で西円朱別浄水場及び車両の燃料費を水道事業から移行したもの、修繕料1155万8000円は662万2000円の増で、西円朱別浄水場の送水ポンプ及び電解分解修理や取水三方弁取替え修理など、薬品費2645万6000円は2426万7000円の増で、活性炭やノースパック、次亜塩素ソーダ塊を水道事業から移行したもの、11節役務費、通信運搬費175万4000円は79万円の増で、材料等の運搬費と遠隔監視用端末通信料を水道事業から移行したもの、環境検査手数料182万円は91万円の増で、手数料単価アップのほか、水質検査委託料を水道事業から移行したもの、12節委託料、建物附属設備保守管理委託料646万1000円は446万円の増で、水道施設の草刈り・除雪業務等を水道事業から移行したもの、施設管理管理委託料2250万6000円は委

託料再算定により303万6000円の増、26節公課費、循環資源利用促進税27万5000円も水道事業からの移行によるものです。

7目環境政策費447万5000円は、環境政策に要する経費で、469万8000円の減、1節報酬、環境審議会委員報酬25万8000円は皆増で、委員10名の3回分、景観審議会委員報酬17万2000円も皆増で、委員10名の2回分を計上、8節旅費、費用弁償8万7000円は17万4000円の減で、環境審議会、景観審議会の委員分、135ページの12節委託料、バイオマスプラント建設意向調査委託料345万4000円は8万8000円の増で、事業費調の34のとおりです。

2項清掃費1目清掃総務費155万5000円は242万6000円の減です。

ごみ減量化対策に要する経費404万1000円は2万4000円の減、18節負担金、補助及び交付金、資源物リサイクル活動奨励交付金247万2000円は2万8000円の減で、実績による見込み計上です。

その他清掃に要する経費1151万4000円は240万2000円の減、137ページの10節需用費、印刷製本費601万7000円は収入証紙つきごみ袋の印刷代で、単価アップなどに伴い、110万9000円の増、修繕料21万7000円は皆増で、公用車ダブルキャブの車検代など、11節役務費、手数料71万7000円は収入証紙つきごみ袋の売りさばき手数料で、実績見込み計上、自動車保険料1万7000円及び車検諸費1万9000円及び26節公課費、自動車重量税1万7000円は、公用車車検に伴い、皆増です。

2目じん芥処理費1億9113万9000円は321万4000円の減です。

じん芥処理に要する経費1億7154万2000円は1010万7000円の減、10節需用費、修繕料337万7000円は23万3000円の減で、収集車の車検代など、11節役務費、手数料138万6000円は産廃処理手数料の単価アップなどにより11万3000円の増、139ページの12節委託料、じん芥処理委託料8397万4000円は287万1000円の増で、事業費調の35のとおり、可燃ごみ焼却委託料5454万3000円は事業費調の36のとおりで、根室市への委託により処理単価見直しを行い433万8000円の減、17節備品購入費、清掃車両購入2174万1000円は事業費調の37のとおり、18節負担金、補助及び交付金、根室市じん芥焼却場建設事業負担金528万2000円は65万5000円の減で、事業費調の38のとおりです。

最終処分場管理に要する経費1189万4000円は91万5000円の増、141ページの12節委託料、建物附属設備保守管理委託料14万3000円は皆増で、隔年実施するトラックスケール台の検査及び点検によるものです。

リサイクルセンター管理に要する経費770万3000円は597万8000円の増、17節備品購入費、施設用備品購入費620万2000円は皆増で、事業費調の39のとおりです。

3目し尿処理費6264万4000円は7761万8000円の減です。

し尿処理に要する経費 2938万6000円は20万4000円の増、10節需用費、143ページの修繕料63万8000円は67万5000円の減でバキュームダンパー車の車検整備、架台部点検整備など、12節委託料、し尿処理委託料2255万円は60万5000円の増で、事業費調の40のとおり、18節負担金、補助及び交付金、合併処理浄化槽設置事業補助560万円は前年度同額で、事業費調の41のとおりです。

衛生センター管理に要する経費3325万8000円は7782万2000円の減、10節需用費、修繕料354万円は258万円の減で、破砕機の点検整備補修など、薬品費127万8000円は、単価アップなどに伴い、22万9000円の増、12節委託料、施設運転管理委託料1779万円は128万7000円の増、145ページの17節備品購入費、施設用備品購入27万9000円は皆増で、衛生センター地下の結露防止に向け、業務用除湿乾燥機を購入するものです。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1511万円は231万6000円の増です。

農業委員会委員に要する経費931万1000円は委員報酬見直しなどにより128万7000円の増です。

農業者年金事務に要する経費18万円は1万9000円の増です。

農業委員会事務局に要する経費561万9000円は101万円の増、147ページの17節備品購入費、149ページの車両購入年賦金2万8000円は皆増で、公用車の購入によるもの、18節負担金、補助及び交付金、釧路地方農業委員会連合会負担金8万5000円は皆増です。

2目農業総務費468万5000円は、農業行政に要する経費で、6万3000円の増です。

150ページの3目農業振興費2億2243万2000円は1901万円の減です。

農業振興に要する経費254万8000円は18万7000円の減です。

中山間地域等直接支払事業に要する経費1億2776万6000円は1738万3000円の減、18節負担金、補助及び交付金、153ページの中山間地域等直接支払交付金1億2743万2000円は1731万円の減で、事業費調の42のとおりです。

農業後継者対策に要する経費720万円は420万円の増、18節負担金、補助及び交付金、後継者就業交付金600万円は420万円の増で、事業費調の43のとおりです。

新規就農者誘致育成に要する経費5173万5000円は102万4000円の増、18節負担金、補助及び交付金、新規就農者誘致事業補助3883万9000円は481万9000円の増で、事業費調の44のとおり、農業経営技術研修受入事業助成530万円は380万円の減で、事業費調の45のとおり、農業次世代人材投資事業補助150万円は前年度同額で、1件分を見込み計上しております。

農業制度資金利子補給に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、農業経営基盤強化資金利子補給278万1000円は74万6000円の減です。

基金積立金20万1000円は前年度同額です。

下水道事業会計繰出金3020万1000円は591万8000円の減です。

154ページの4目畜産業費951万4000円は301万3000円の増です。

産業振興資金貸付に要する経費913万円は301万2000円の増、20節貸付金、産業振興資金貸付金900万円は、15頭分を計上し、300万円の増です。

家畜防疫対策に要する経費38万4000円は1000円の増です。

5目農地費3991万9000円は3819万円の減です。

農業基盤整備に要する経費2868万6000円は3811万4000円の減、18節負担金、補助及び交付金、157ページの浜中姉別地区道営農道整備事業負担金900万円は1503万円の減で、事業費調の46のとおり、道営草地整備事業負担金(浜中地区)1937万5000円は2312万5000円の減で、事業費調の47のとおりです。

国営土地改良施設管理に要する経費1123万3000円は7000円の増、18節負担金、補助及び交付金、多面的機能支払交付金1110万2000円は前年度同額です。

2項林業費1目林業総務費8147万1000円は477万9000円の増です。

町有林管理に要する経費164万5000円は34万8000円の減、12節委託料、町有林管理委託料50万8000円は、単価アップなどに伴い、4万3000円の増です。

町有林整備事業に要する経費3402万9000円は440万3000円の減で事業費調の48のとおりです。

159ページの林道に要する経費4579万7000円は953万円の増、12節委託料、林業専用道測量設計委託料652万8000円は155万5000円の減で、事業費調の49のとおり、14節工事請負費、林業専用道開設工事3187万2000円は759万4000円の増で、事業費調の50のとおり、林道補修工事434万円は26万2000円の増で、事業費調の51のとおりです。

2目林業振興費3437万円は6802万8000円の増です。

林業振興に要する経費712万5000円は70万3000円の増、161ページの12節委託料、誕生祝品製作委託料37万2000円は55万8000円の減で、積み木20個を制作、18節負担金、補助及び交付金、豊かな森づくり推進事業補助624万円は130万円の増で、事業費調の52のとおりです。

植樹祭に要する経費188万3000円は9万2000円の増、14節工事請負費、防風柵造成工事113万1000円は6万4000円の増です。

有害鳥獣被害対策に要する経費2199万3000円は607万1000円の増、1節報酬、ヒグマ駆除等従事者報酬64万4000円は駆除回数を年2回から3回に増やしたことにより25万4000円の増、163ページの11節役務費、手数料8000円及び損害保険料3万2000円は皆増で、ドローンの登録保険料、12節委託料、有害鳥獣駆除委託料1872万8000円は550万円の増で、事業費調の53のとおり、17節備品購入費、車両購入年賦金2万円は皆増で、新しい公用車としての軽トラック購入による

もの、18節負担金、補助及び交付金、狩猟免許等取得助成金72万円は前年度同額で、事業費調の54のとおりです。

生物多様性の保全に要する経費336万8000円は3万8000円の減、165ページの15節原材料費、事業用原材料161万2000円は4万8000円の増でエゾシカ侵入防止柵設置によるものです。

基金積立金1000円は科目設定です。

3項水産業費1目水産業総務費99万円は、水産行政に要する経費で、18万6000円の増、15節原材料費、補修用原材料15万1000円は海岸道路補修用で皆増です。

166ページの2目水産振興費1億1445万4000円は6399万6000円の減です。

水産振興に要する経費2431万8000円は6494万1000円の減、10節需用費、修繕料483万2000円は132万2000円の増で、新川航路及び琵琶瀬、瀬戸航路の掘削分、18節負担金、補助及び交付金、169ページの水産資源環境整備事業負担金1100万円は650万円の増で、事業費調の55のとおり、産業振興奨励補助119万7000円は15万8000円の増で、昆布広告塔2か所の改修とGIシール4種10万枚と専用出荷籠120個の整備に対するもの、水産振興対策事業補助550万円は325万円の増で、火散布アサリ礁整備事業分担金として全体負担金1100万円の10%の2分の1を補助するものです。

産業振興資金貸付に要する経費5万7000円は6000円の増です。

漁業後継者対策に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、後継者就業交付金150万円は継続4名分で245万円の減です。

育てる漁業に要する経費4269万円は690万9000円の増、171ページの18節負担金、補助及び交付金、水産多面的機能発揮対策支援事業負担金110万4000円は1120万円の減で、事業費調の57のとおり、環境・生態系保全緊急対策事業負担金1929万6000円は皆増で、事業費調の58のとおり、産業振興奨励補助832万7000円は87万9000円の増で、事業費調の59のとおり、水産振興対策事業補助1320万円は199万1000円の減で、事業費調の60のとおりです。

漁業制度資金利子補給に要する経費175万6000円は49万1000円の減です。

下水道事業会計繰出金3613万1000円は302万8000円の減です。

基金積立金、24節積立金、水産振興基金積立金800万円は前年度同額で、事業費調の61のとおりです。

3目漁港費1億1155万4000円は、漁港整備に要する経費で、8724万9000円の増、10節需用費、修繕料385万円は154万6000円の増で、琵琶瀬漁港上流部左岸のしゅんせつ、173ページの18節負担金、補助及び交付金、漁港工事地元負担金1億573万9000円は8573万9000円の増で、事業費調の62のとおりです。

4目防潮堤付帯施設受託管理費1956万円は19万2000円の減です。

防災ステーション管理に要する経費1853万9000円は20万6000円の減、10節需用費、修繕料258万1000円は92万4000円の減で琵琶瀬水門発電機やカメラの補修、新川水門水位計センサー、保護管の補修など、12節委託料、建物附属設備保守管理委託料1106万5000円は62万円の増で、機械電気設備点検などです。

防潮堤付帯施設管理に要する経費102万1000円は1万4000円の増、175ページの13節使用料及び賃借料、重機借上料83万4000円は7000円の増で、防潮堤樋管等の掘削によるものです。

6款1項商工費1目商工総務費1796万円は、商工行政に要する経費で、18節負担金、補助及び交付金、浜中町商工会補助1790万円は260万円の増で、事業費調の63のとおりです。

2目商工振興費7007万6000円は1520万2000円の増です。

商工振興に要する経費2240万6000円は1195万8000円の増、8節旅費、普通旅費56万4000円は地場産品PR事業やオータムフェスト分の職員旅費で、18万8000円の増、177ページの18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助200万円は皆増で、事業費調の64のとおり、商工振興対策事業補助500万円は前年度同額で、事業費調の65のとおり、産業振興奨励補助220万円は30万円の増で、事業費調の66のとおり、創業支援事業補助700万円は新規、皆増で、事業費調の67のとおり、小規模事業継続支援補助300万円も新規、皆増で、事業費調の68のとおりです。

産業振興資金貸付に要する経費325万8000円は322万4000円の増、20節貸付金、産業振興資金貸付金321万9000円は皆増で、大型冷蔵庫購入1件分です。

商工業後継者対策に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、後継者就業交付金60万円は前年度同額で、1件分を見込み計上しております。

中小企業特別融資に要する経費4340万円は前年度同額で、18節負担金、補助及び交付金、中小企業特別融資保証料140万円は7万円の20件分を計上、中小企業特別融資資金利子補給200万円は事業費調の70のとおり、179ページの20節貸付金、中小企業特別融資預託金4000万円は事業費調の71のとおりです。

消費生活に要する経費41万2000円は2万円の増、18節負担金、補助及び交付金、特殊詐欺対策電話機等設置費補助5万円は皆増で、事業費調の72のとおりです。

3目観光費6503万6000円は685万2000円の減です。

観光振興に要する経費871万4000円は307万4000円の減、10節需用費、印刷製本費87万6000円は16万8000円の増で、国定公園PR資材の作成や既存リーフレットの増刷によるもの、11節役務費、広告料226万6000円は前年度同額で、雑誌やラジオ広告によるもの、181ページの17節備品購入費、事業用備品購入2万9000円は皆増で、公式観光ゆるキャラきりたんの着替え用フード一つとたすき1

枚を購入するもの、18節負担金、補助及び交付金、JR浜中駅舎電気料負担金12万2000円は電気料高騰により6万5000円の増、浜中町観光協会補助280万円は前年度同額です。

霧多布湿原に要する経費3399万2000円は192万9000円の減、183ページの18節負担金、補助及び交付金、霧多布湿原センター管理運営負担金3301万円は101万1000円の減で、事業費調の73のとおり、学術研究助成金60万円は15万円の減で2件分を計上しております。

観光施設に要する経費1255万4000円は91万2000円の減、10節需用費、修繕料30万円は10万円の増で、キャンプ場バンガロー18棟の入り口や窓の補修などを行うもの、12節委託料、施設管理清掃委託料799万7000円は、キャンプ場の管理業務のほか、観光施設等の清掃業務で23万3000円の増です。

ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費977万6000円は93万7000円の減、185ページの18節負担金、補助及び交付金、ルパン三世地域活性化プロジェクト事業補助875万1000円は75万6000円の増で、事業費調の74のとおりです。

4目中山間活性化施設費2427万1000円は、中山間活性化施設管理に要する経費で、844万2000円の増、1節報酬、会計年度任用職員報酬749万円は134万1000円の増、10節需用費、修繕料150万円は62万6000円の増で、草刈機、除雪機の修理や施設内非常灯の更新などを行うもの、187ページの17節備品購入費、作業車両購入611万6000円は皆増で、ミニホイールローダー1台を購入するもので、財源は防衛交付金です。

5目労働総務費11万6000円は、労働行政に要する経費で、2000円の増です。

188ページの7款土木費1項土木管理費1目土木総務費272万5000円は2万1000円の減です。

土木行政に要する経費22万5000円は2万円の減です。

地籍管理に要する経費に250万円は1000円の減です。

2目建築総務費2432万5000円は、建築行政に要する経費で、1848万5000円の増、18節負担金、補助及び交付金、191ページの安心住まいる促進事業助成金500万円は50万円の増で、事業費調の75のとおり、民間賃貸住宅等建設促進助成金1800万円は皆増で、事業費調の76のとおりです。

2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費2億3517万円は3660万7000円の減です。

町道管理に要する経費2億2284万2000円は2581万円の増、12節委託料、町道維持業務委託料5000万円及び町道除雪業務委託料4000万円は前年度同額、14節工事請負費、町道ロードマーク表示工事200万円は前年度同額、町道維持補修工事1億2540万円は2720万円の増で、事業費調の77のとおりです。

町有建設車両に要する経費1232万8000円は6241万7000円の減、10節

需用費、193ページの修繕料777万5000円は63万6000円の増で、建設車両の車検代などによるものです。

3項河川費1目河川総務費73万円は、河川管理に要する経費で、2939万円の減となります。

4項1目港湾費2097万9000円は103万6000円の減です。

港湾整備に要する経費1728万円は165万8000円の減、195ページの12節委託料、機器等保守管理委託料110万円は皆増で、船捲揚施設巻き上げ装置点検によるもの、看板設置業務委託料35万1000円は34万2000円の減で、立入禁止看板の作成、港湾詳細点検委託料666万6000円は113万3000円の増で、琵琶瀬側航路護岸や防潮堤の詳細定期点検を行うもの、17節備品購入費、調査研究用備品購入20万3000円は皆増で、ドローン1機の購入によるものです。

海岸整備に要する経費、16節公有財産購入費、土地購入369万9000円は62万2000円の増で、霧多布港海岸防潮堤底地1件7筆を購入するものとなります。

5項住宅費1目住宅管理費683万4000円は、町営住宅管理に要する経費で、33万3000円の増、197ページの10節需用費、修繕料320万3000円は3000円の増で内装改修、クロス張り替え3戸分、シート張り替え3戸分などで見込み計上、17節備品購入費、町営住宅用備品購入70万円はボイラー、風呂釜などの対応費用で前年度同額です。

2目住宅建設費2億628万8000円は、町営住宅整備に要する経費で、9447万円の減、12節委託料、町営住宅改修工事実施設計委託料860万円は100万円の増で、事業費調の78のとおり、14節工事請負費、町営住宅長寿命化型改善工事費1億9500万円は皆増で、事業費調の79のとおり、21節補償、補填及び賠償金、移転補償費268万8000円は32万2000円の減で、12件分を計上しております。

6項1目下水道費1億3671万2000円は、下水道事業会計繰出金で、2019万9000円の減です。

8款消防費、198ページの1項1目消防費4億530万9000円は1億238万6000円の増です。

釧路東部消防組合に要する経費3億9791万5000円は9557万7000円の増、18節負担金、補助及び交付金、釧路東部消防組合本部負担金2118万1000円は11万9000円の減、釧路東部消防組合浜中消防署負担金3億7673万4000円は事業費調の80を含み、9569万6000円の増です。

救急救命対策に要する経費739万4000円は680万9000円の増、17節備品購入費、医療機器購入713万2000円は皆増で、事業費調の81のとおりです。

2目災害対策費2億7560万2000円は1億157万2000円の減です。

災害対策に要する経費2億6875万1000円は1億164万4000円の減、10節需用費、消耗品費207万1000円は47万3000円の増で、霧多布高校、浜中診

療所を含む災害備蓄品に関わるもの、201ページの11節役務費、手数料27万5000円は皆増で、津波避難タワー用地購入2か所分に関わる固定資産評価手数料、12節委託料、避難施設整備工事実施設計委託料2750万円は皆増で、事業費調の82のとおり、14節工事請負費、避難施設整備工事2億2061万6000円は8086万5000円の減で、事業費調の83のとおり、16節公有財産購入費、土地購入1387万1000円は1005万8000円の増で、事業費調の84のとおりです。

防災行政無線に要する経費685万1000円は7万2000円の増、10節需用費、修繕料76万円は前年度同額で、戸別受信機やアンテナ修理分を見込み計上、203ページの12節委託料、機器等保守管理委託料153万9000円は7万2000円の増で、防災行政無線の設備等の保守点検、17節備品購入費、防災用備品購入191万4000円は前年度同額で、戸別受信機30台を見込み計上しております。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費280万8000円は、教育委員会委員に要する経費で、報酬額見直しなどにより44万4000円の増です。

2目事務局費2334万7000円は411万3000円の減です。

教育委員会事務局に要する経費1319万7000円は主に会計年度任用職員の人件費減などにより446万1000円の減です。

205ページの育英事業奨学資金給付に要する経費135万2000円は19万5000円の減、7節報償費、育英事業奨学資金給付金132万円は19万8000円の減で、見込み計上です。

基金積立金50万円は前年度同額です。

教育活動支援に要する経費829万8000円は54万3000円の増、207ページの18節負担金、補助及び交付金、209ページの学校記念事業補助40万円は皆増で、茶内小学校100周年及び霧多布中学校統合50周年のそれぞれ記念事業分に補助するものです。

3目教育振興費6396万5000円は、学校用バスに要する経費で、1180万7000円の減、12節委託料、学校用バス運行委託料6352万3000円は26万7000円の減で、事業費調の85のとおりです。

2項小学校費1目学校管理費6830万4000円は、小学校管理に要する経費で、326万2000円の減、10節需用費、211ページの修繕料230万円は217万1000円の減で、学校教員住宅の補修とGIGAスクール端末処理を見込み計上、11節役務費、手数料84万8000円は、新たに廃試薬収集運搬手数料の追加などにより36万円の増、12節委託料、施設管理清掃委託料46万円は皆増で、浜中小学校の校内清掃ワックス塗布業務によるもの、システム保守委託料336万9000円はGIGA環境運用費、スクール対応ネットワーク保守で26万4000円の増、13節材料及び賃借料、システム使用料129万7000円は17万3000円の増で、LITALICO教育ソフト導入ほか、14節工事請負費、校舎等補修工事99万円は27万5000円の減で、

霧多布小学校降圧変圧器の更新、213ページの17節備品購入費、校用備品購入費124万2000円は18万7000円の減で、散布小中学校のNAS購入などです。

2目教育振興費2693万5000円は、教育振興に要する経費で、816万4000円の増、7節報償費、スクールカウンセラー報償62万円は来校回数の増により32万3000円の増、8節旅費、費用弁償69万3000円もスクールカウンセラーの来校回数増などで11万1000円の増、10節需用費、教材費805万2000円は小学校教師用指導書購入などにより673万円の増、11節役務費、手数料43万5000円は22万8000円の増で、修学旅行キャンセル分を見込み計上、215ページの18節負担金、補助及び交付金、修学旅行補助59万円は26万1000円の増で52人分を計上しております。

3項中学校費1目学校管理費4974万3000円は、中学校管理に要する経費で、251万円の増、10節需用費、217ページの修繕料331万9000円は163万9000円の増で、浜中中学校の外壁の補修など、12節委託料、システム保守委託料284万1000円は19万8000円の増で、アカウント管理及びGIGAスクール対応ネットワーク保守、13節使用料及び賃借料、システム使用料137万2000円は13万円の増で、LITALICO教育ソフト導入などによるもの、219ページの17節備品購入費、校用備品購入45万8000円は8万8000円の増で、霧多布中学校のスピーカーの購入などによるものです。

2目教育振興費1563万3000円は155万6000円の減です。

教育振興に要する経費1163万6000円は48万6000円の減、7節報償費、スクールカウンセラー報償77万4000円の19万3000円の増と8節旅費、費用弁償28万7000円の1万1000円の増はスクールカウンセラー来校回数の増によるもの、11節役務費、手数料51万5000円は4万7000円の減で、修学旅行キャンセル料を見込み計上、18節負担金、補助及び交付金、221ページの修学旅行補助118万8000円は6万1000円の増で39名分を計上しております。

外国語指導助手に要する経費399万7000円はALTの旅費等の減により107万円の減となります。

4項高校等学費1目高等学校総務費……

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、議案第28号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 歳出の220ページ、4項高等学校費1目高等学校総務費3104万2000円は、高校管理に要する経費で、585万6000円の減、22

3ページの10節需用費、修繕料173万6000円は44万6000円の増で、ごみ置き場扉補修やバッテリーマシンローラーの交換など、225ページの13節使用料及び賃借料、システム使用料136万1000円はロイロノートの導入により8万円の増、著作権使用料1万6000円は皆増で、授業目的公衆送信補償金、17節備品購入費、校用備品購入49万8000円は消防用ホースや大型扇風機10台などの購入で42万8000円の増です。

2目教育振興費3036万1000円は73万円の減です。

教育振興に要する経費1965万6000円は45万9000円の減、227ページの12節委託料、学校行事委託料10万円は皆増で霧高祭での花火打上げによるもの、18節負担金、補助及び交付金、229ページの海外交流派遣負担金431万5000円は83万円の増で、事業費調の86のとおり、国内視察研修負担金182万6000円は3万4000円の増で、事業費調の87のとおり、地域みらい留学事業負担金157万5000円は皆増で、事業費調の88のとおり、修学旅行補助93万3000円は19名分を見込み27万2000円の減です。

学校用バスに要する経費1070万5000円は27万1000円の減、12節委託料、学校用バス運行委託料550万円は事業費調の89のとおりで、通学用バスの運行距離の減などにより18万5000円の減です。

5項社会教育費1目社会教育総務費255万5000円は、社会教育事業に要する経費で、35万1000円の減、231ページ、18節負担金、補助及び交付金、総合文化祭補助20万円は、総合文化祭の地区開催を町全体開催とすることなどに伴い、13万円の減です。

2目社会教育振興費521万2000円は20万6000円の増です。

社会教育振興に要する経費209万7000円は5000円の減です。

233ページの青少年教育に要する経費311万5000円は21万1000円の増、18節負担金、補助及び交付金、少年少女国内派遣事業負担金180万円は事業費調の90のとおりで、渡航費等の高騰により30万円の増です。

3目文化財保護費39万7000円は、文化財等に要する経費で、46万8000円の減、235ページの10節需用費、修繕料6万円は41万8000円の減で、海上のエトピリカデコイ修繕3基分を見込み計上しております。

4目総合文化センター費5億3827万1000円は1億1128万9000円の減です。

総合文化センター管理に要する経費5億3361万3000円は1億906万3000円の減、1節報酬、会計年度任用職員報酬194万9000円から3節職員手当等、会計年度任用職員勤勉手当32万7000円は皆増で、1名分を計上、8節旅費、費用弁償18万円は15万6000円の増で、会計年度任用職員通勤手当分を見込み計上、237ページの12節委託料、施設管理清掃委託料960万1000円は人件費分の単価アップな

どにより18万2000円の増、14節工事請負費、文化センター改修工事5億387万3000円は1億1258万1000円の減で、事業費調の91のとおり、17節備品購入費、施設用備品購入に270万1000円は255万1000円の増で、事業費調の92のとおりです。

図書室事業に要する経費465万8000円は主に会計年度任用職員の人件費の減により222万6000円の減です。

238ページの5目地域文化施設費16万9000円は、地域文化館管理に要する経費で、燃料費増により7万4000円の増となります。

6項保健体育費1目保健体育総務費1594万5000円は、スポーツ振興に要する経費で、175万9000円の増、241ページ、13節使用料及び賃借料、自動車借上料200万円は前年度同額で、スポーツ活動用として借り上げるもので見込み計上、18節負担金、補助及び交付金、スポーツ振興補助250万円は50万円の増で、実績による見込み計上です。

2目社会体育施設費6580万2000円は970万9000円の増です。

大規模運動公園管理に要する経費4705万3000円は777万2000円の増、243ページの10節需用費、修繕料260万9000円は149万6000円の増で、温水プールろ過循環ポンプ修理や温水プール玄関タイル補修、総合体育館消防用設備修理などによるもの、12節委託料、施設管理清掃委託料833万6000円は総合体育館警備清掃業務の人件費アップなどにより20万2000円の増、245ページの17節備品購入費、施設用備品購入454万9000円は412万1000円の増で、事業費調の93のとおりです。

農業者トレーニングセンター管理に要する経費703万円は102万6000円の増、12節委託料、有害物質含有調査委託料135万円は新規で、事業費調の94のとおりです。

247ページのすくらむ21管理に要する経費592万4000円は64万1000円の増、17節備品購入費、施設用備品購入50万円は新規で、スモールカーブマシン1台を購入するものです。

町民パークゴルフ場管理に要する経費345万7000円は、主に施設作業委託料の単価アップなどにより47万1000円の増です。

249ページのその他体育施設管理に要する経費233万8000円は20万1000円の減、10節需用費、修繕料28万6000円は3万7000円の増で、茶内スケートリンク製氷作業車の修理などです。

3目給食センター費1億3421万6000円は、給食センターに要する経費で、1604万4000円の増、10節需用費、251ページの消耗品費103万7000円は調理業務委託などに伴い203万円の減、修繕料82万4000円は70万3000円の増で、ガス警報器取替え、空調冷熱機の修理など、賄材料費3527万2000円は食材高

騰などにより407万1000円の増、12節委託料、配送車運行委託料801万1000円は配送日数減などにより22万2000円の減、給食調理業務委託料5175万4000円は新規で、事業費調の95のとおり、18節負担金、補助及び交付金、253ページの学校給食費助成金22万8000円は、児童3名、生徒1名分の計上で2万6000円の増です。

10款1項公債費1目元金9億8594万7000円は、地方債償還元金で、1377万3000円の減です。

2目利子5903万円は、地方債償還利子で、2235万3000円の増です。

3目公債諸費1000円は、地方債償還手数料で、2000円の減となります。

11款1項1目給与費12億7245万2000円は、2節給料、特別職、一般職、教員再任用、255ページの会計年度任用職員に関わる人件費で3147万5000円の減です。

258ページの12款1項1目予備費500万円は前年同額です。

歳出合計は92億3884万8000円で、2472万3000円の減となっております。

260ページから266ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

267ページをお開きください。

267ページ、268ページの継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、さきの継続費補正で説明しました二つの事業についての財源内訳や支出予定額、進捗率を示しており、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、269ページの債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、271ページの合計欄で説明をさせていただきます。

271ページ、債務負担行為の件数は全33件、限度額は2億3138万7000円、前年度末までの支出見込額は1億8727万7000円で、当該年度以降の支出予定額は4411万円、当該年度支出予定額は2125万1000円であります。

続きまして、273ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書につきましても、合計欄で説明をさせていただきます。

前々年度末現在高ですが、令和4年度は125億9781万2000円、前年度末現在高見込額ですが、令和5年度は129億3819万2000円、当該年度中増減見込のうち、当該年度中起債見込額は12億880万円、当該年度中元金償還見込額は9億8594万7000円、当該年度末現在高見込額は131億6104万5000円となり、令和5年度末見込額と比較し、2億2285万3000円の増となっております。

続きまして、歳入の説明をいたしますが、初めに議案関係資料の説明をいたします。
議案関係資料の 85 ページをお開きください。

資料 16 の町税算定内訳について説明をさせていただきます。

1 款徴税 1 項町民税 1 目個人 1 節現年課税分 2 億 8 7 0 7 万 2 0 0 0 円は、対前年度 1 3 4 万円の減で、個人均等割 3 0 0 0 円の 2 9 1 1 名、収納率 9 7 % で 8 4 7 万 1 0 0 0 円、個人所得割課税標準額 4 8 億 3 6 9 1 万 5 0 0 0 円の 6 %、収納率 9 7 % で 2 億 7 7 2 6 万 1 7 0 0 円、譲渡所得割課税標準額 4 6 0 3 万 7 8 0 0 円の 3 %、収納率 9 7 % で 1 3 3 万 9 6 0 0 円です。

2 節滞納繰越分 1 9 5 万 4 0 0 0 円は対前年度 1 4 万円の増です。

2 目法人 1 節現年課税分 3 3 8 7 万 7 0 0 0 円は 1 6 8 万 8 0 0 0 円の増、法人均等割 1 号から 7 号まで 1 4 8 法人、1 4 8 4 万 4 0 0 0 円の収納率 9 7 % で 1 4 3 9 万 8 0 0 0 円、法人税割、標準税率相当分 1 4 3 4 万 8 0 4 8 円と超過相当分 5 7 3 万 3 2 2 6 円の収納率 9 7 % で 1 9 4 7 万 8 0 0 0 円です。

2 節滞納繰越分 1 0 0 0 円は前年度滞納繰越分で科目設定となります。

2 項 1 目固定資産税 1 節現年課税分 4 億 6 6 9 2 万 5 0 0 0 円は対前年度 6 7 8 3 万 7 0 0 0 円の増、土地課税標準額 3 2 4 9 万 7 8 3 6 円、家屋課税標準額 1 億 8 7 6 2 万 2 9 9 1 円、償却資産課税標準額 2 億 4 6 8 0 万 4 9 0 2 円です。

8 6 ページの 2 節滞納繰越分 2 6 3 万円は対前年度 7 万 5 0 0 0 円の増です。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1 節現年課税分 3 5 万 1 0 0 0 円は対前年度 2 0 0 0 円の減で 3 件分です。

3 項軽自動車税 1 目種別割 1 節現年課税分 1 9 7 1 万 6 0 0 0 円は対前年度 5 2 万 7 0 0 0 円の増、原動付自転車から軽自動車四輪まで、8 7 ページですが、3 5 7 3 台、2 0 3 2 万 6 4 0 0 円の 9 7 % で 1 9 7 1 万 6 6 0 0 円です。

2 節滞納繰越分 5 万 2 0 0 0 円は対前年度 6 0 0 0 円の減です。

2 目環境性能割 1 節現年課税分 1 3 9 万円は対前年度 3 万 3 0 0 0 円の増です。

4 項 1 目町たばこ税 1 節現年課税分 5 2 0 2 万 5 0 0 0 円は 1 0 万 3 0 0 0 円の減で実績見込み計上であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

予算書の 10 ページをお開きください。

歳入 1 款町税につきましては、ただいまの議案関係資料のとおりでございます。

2 款地方譲与税 1 項 1 目 1 節地方揮発油譲与税 2 9 1 0 万円の 2 4 0 万円の減及び 2 項 1 目 1 節自動車重量譲与税 8 9 0 0 万円の 4 0 0 万円の増は令和 5 年度決算見込額を計上するものです。

3 項 1 目 1 節森林環境譲与税 8 7 1 万円は 2 0 1 万 4 0 0 0 円の増で見込み計上するものです。

3 款 1 項 1 目 1 節利子割交付金 3 0 万円は 2 0 万円の減で、過去 3 か年の最少額を計上

するものです。

12ページの4款1項1目1節配当割交付金170万円は前年度同額で、過去3年間の最少額を計上するものです。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金190万円は70万円の増で、過去3年間の最少額を計上するものです。

6款1項1目1節法人事業税交付金850万円は110万円の増で、過去3年間の平均額を計上するものです。

7款1項1目1節地方消費税交付金1億4410万円は150万円の増で、過去3か年の平均額で計上するものです。

8款1項1目1節環境性能割交付金890万円は80万円の増で、過去3年間の平均額を計上するものです。

9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円は前年度同額で、令和5年度決算額を計上するものです。

10款1項1目1節地方特例交付金270万円は前年度同額で、個人住民税減税分として地財計画4.3%で試算するものです。

2款1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金78万8000円は、21万2000円の減で見込み計上するものです。

11款1項地方交付税、14ページの1目1節地方交付税35億5000万円は1100万円の増、普通交付税33億2000万円は、地財計画及び公債費の個別算定に基づいて計上するものです。

なお、留保財源につきましては2.5%とし、8600万円としております。

特別交付税2億3000万円は前年度同額となります。

12款1項1目1節交通安全対策特別交付金90万円は前年度同額で、令和5年度決算見込額を計上するものです。

13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金2487万5000円は1987万5000円の減、1節農業費分担金1937万5000円は道営草地整備改良事業受益者分担金で事業費7750万円の25%を計上、2節水産業費分担金550万円は水産資源環境整備事業受益者分担金で火散布アサリ礁整備事業費1億1000万円の10%の2分の1を計上するものです。

2項負担金1目1節総務費負担金119万6000円は1万4000円の増、霧多布テレビ放送中継局電気料負担金から釧路東森林組合浜中支所電気料負担金までは歳出にそれぞれ負担割合を乗じた額を計上、2目民生費負担金691万3000円は195万1000円の減、1節老人福祉費負担金196万3000円は入所者費用徴収金で実績見込み計上、2節児童福祉費負担金495万円は常設保育所保育料現年度分から延長保育料までは見込み計上、子どもショートステイ負担金3万2000円は新規で事業費6万5000円から国・道補助を差し引いた額を計上、3目衛生費負担金4060万3000円は324

4万3000円の増、1節地域水道費負担金、地域水道運営費負担金107万1000円は水道事業から一般会計の負担分を計上、かんがい排水事業運営負担金3953万2000円は水道事業との案分による額を計上、4目土木費負担金9000円は3000円の増、1節港湾費負担金は霧多布港電気料負担金で陸電施設利用分を見込み計上するものです。

14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料300万1000円は16万7000円の増、1節総務使用料、公の集会施設使用料及び町営バス使用料は実績による見込み計上、16ページの2目民生使用料48万1000円は4000円の増、1節児童福祉使用料、へき地保育所保育料現年度分は見込み計上、へき地保育所保育料滞納繰越分は科目設定、3目衛生使用料90万5000円は前年度同額、1節保健衛生使用料、墓地使用料は5件分、斎場使用料は60件分で見込み計上、4目農林水産使用料9040万7000円は1169万6000円の増、1節農業使用料は、農業用水使用料で、家事用110戸、一般用33戸、農業用210戸などを計上、5目商工使用料145万8000円は3万4000円の増、1節観光使用料109万3000円、バンガロー使用料は615件分、休憩舎使用料は5件分で見込み計上、2節中山間活性化施設使用料36万5000円は見込み計上、6目土木使用料4361万2000円は226万円の増、1節道路使用料153万円及び2節河川使用料21万円は見込み計上、3節港湾使用料585万9000円、用地使用料は継続使用27件分、物揚場岸壁使用料は183隻分、漁船捲揚施設使用料は80隻分、船揚場使用料は30隻分をそれぞれ計上、4節住宅使用料3601万3000円、町営住宅使用料現年度分は調定見込みの97%、町営住宅使用料滞納繰越分は調定見込みの5%で計上、7目教育使用料914万7000円は3万1000円の減、1節小学校使用料1000円及び2節中学校使用料1000円は科目設定、3節高等学校使用料868万2000円、高等学校授業料現年度分は73名分で見込み計上、高等学校授業料滞納繰越分は科目設定、4節社会教育使用料18万1000円、総合文化センター使用料は見込み計上、地域文化館使用料は科目設定、5節保健体育使用料28万2000円、農業者トレーニングセンター使用料及び総合体育館使用料は科目設定、町民パークゴルフ場使用料は見込み計上となります。

2項手数料、18ページの1目1節総務手数料374万3000円は26万4000円の増、戸籍手数料から臨時ナンバー手数料までは見込み計上、固定資産公簿閲覧手数料及び情報公開・個人情報保護開示手数料は科目設定、2目民生手数料17万3000円は1万1000円の減、1節社会福祉手数料は在宅生活支援手数料で実績見込み計上、3目衛生手数料3514万7000円は108万3000円の減、1節保健衛生手数料31万2000円、畜犬登録手数料は35頭分、畜犬登録檻札再交付手数料は1件分、狂犬病予防注射済票交付手数料は400頭分、狂犬病予防注射済票再交付手数料は3件分をそれぞれ見込み計上、2節清掃手数料3483万5000円、じん荼処理手数料及びし尿処理手数料は実績見込み計上、4目農林水産手数料9万6000円は前年度同額、1節農業手数料は現況証明手数料で30筆分を見込み計上、2節水産手数料2万9000円は船員法事務

手数料で15件分を見込み計上、5目1節土木手数料17万円は1万円の増で、地籍調査事業成果交付手数料は見込み計上、6目教育手数料23万5000円は前年度同額、1節高等学校手数料、入学料及び入学検定料は30人分を計上するものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1億8359万2000円は2万8000円の減、1節保険基盤安定負担金939万5000円は、国民健康保険基盤安定負担金で、保険者支援分と未就学児均等割分と産前産後保険税分の2分の1を計上、2節障がい者福祉負担金1億995万7000円、障がい者自立支援給付費等負担金は自立支援給付等に関わるもので事業費の2分の1、障がい児通所支援給付費等負担金は放課後デイサービスなど事業費の2分の1を計上、3節介護保険低所得者保険料軽減負担金348万8000円は介護保険低所得者保険料軽減負担金で、実績見込みに基づいて計上、4節児童福祉費負担金1884万2000円は保育給付費負担金で、施設型給付費とへき地保育所に関わるもの、5節児童手当負担金4173万6000円は国庫負担分で見込み計上、20ページの6節未熟児養育医療費負担金17万4000円は扶助費から徴収金を差し引いた2分の1を計上するものです。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金819万4000円は260万2000円の増、1節総務費補助金、地方創生推進交付金は北海道釧路地域東京特別区交流推進事業分として、事業費の2分の1を計上、空き家対策総合支援事業補助は歳出1000万円の2分の1を計上、社会保障・税番号制度システム整備費補助は特定個人情報提供の求めに関わる電子計算機の設置関連等の委任によるもの、個人番号カード交付事務費補助は実績による見込み計上、2目民生費国庫補助金1575万2000円は251万9000円の増、1節社会福祉費補助金280万4000円は地域生活支援事業補助で、相談支援事業など、6事業の事業費2分の1を計上、2節児童福祉費補助金1294万8000円、子育て支援交付金は放課後児童クラブや保育所運営に対するもので事業費の3分の1を計上、子ども・子育て支援事業費補助は児童虐待防止対策や児童安全確認の体制強化に対するもので対象事業費の2分の1を計上、出産・子育て応援給付金事業補助は、伴走型相談支援は2分の1、出産・子育て応援給付金は3分の2を計上、児童手当制度改正準備事業補助は制度改正に伴うもので、歳出の10分の10で計上、3目衛生費国庫補助金563万6000円は23万2000円の減、1節保健衛生費補助金、母子保健医療対策総合支援事業補助は妊娠・出産包括支援事業や産婦健康診査などに対するもので事業費の2分の1を計上、乳幼児健康診査事業補助は1か月健診の事業費の2分の1、特定感染症検査等事業補助も事業費の2分の1、合併処理浄化槽設置事業補助は計6基分の補助基本額で見込み計上、4目土木費国庫補助金9811万6000円は5626万2000円の減、1節土木費補助金3999万7000円、社会資本整備総合交付金は既存住宅耐震改修で30万円の2分の1を計上、道路メンテナンス事業補助は万世橋の長寿命化補修工事について、事業費6300万円の63.2%を計上、2節住宅費補助金5811万9000円は、地域住宅交付金で公営住宅改修などに対するもの、5目消防費国庫補助金9970万円は1億66

0万円の減、1節災害対策費補助金9970万円は社会資本整備総合交付金で、都市防災総合推進事業として丸山散布避難高台整備と津波避難タワー実施設計及び用地購入の事業費の3分の2を計上、6目教育費国庫補助金131万9000円は95万8000円の増、1節小学校費補助金70万3000円、へき地児童生徒援助費等補助は心臓検診などに対するもの、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助はGIGAスクール運営支援センター整備に対するもので、補助率3分の1の4校分、2節中学校費補助金61万6000円、へき地児童生徒援助費等補助は小学校と同様、就学援助費補助は要保護児童の修学旅行費1名分の2分の1を計上、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助は小学校と同様、7目防衛交付金1億3652万円は前年度同額で、普通分5200万円、特別分は中隊規模を見込み、8452万円の合計額を計上するものです。

3項委託金、22ページの1目総務費委託金30万4000円は63万1000円の減で、1節総務管理費委託金、防衛施設区域取得等事務委託金及び中長期在留住居地届出等事務委託金は見込み計上、2目民生費委託金158万2000円は2万8000円の増、1節国民年金事務委託金155万3000円、基礎年金事務委託金及び協力・連携委託金は令和4年度実績額の4分の3で計上、年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金は実績による見込み計上、2節児童福祉費委託金2万9000円は特別児童扶養手当事務委託金で、実績により16名分を計上するものです。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1億1676万8000円は345万5000円の増、1節社会福祉費負担金158万1000円は民生委員活動費負担金、2節保険基盤安定負担金3938万7000円、国民健康保険基盤安定負担金は保険税軽減額の4分の3と保険者支援の4分の1などを計上、後期高齢者医療基盤安定負担金は後期保険料軽減額の4分の3を計上、3節障がい者福祉費負担金5497万8000円、障がい者自立支援給付費等負担金及び障がい児通所支援給付費等負担金は事業費の4分の1を計上、4節介護保険低所得者保険料軽減負担金174万4000円は基準額の4分の1を計上、5節児童福祉費負担金918万6000円は保育給付費負担金で、施設型給付費とへき地保育所に関わるもの、6節児童手当負担金980万5000円は道負担分、7節未熟児養育医療費負担金8万7000円は扶助費から徴収費を差し引いた額の4分の1と事務費の2分の1を計上、2目農林水産業費道負担金1億855万7000円は1231万8000円の減、1節農業費負担金、農業委員会交付金は令和5年度内示額を計上、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は事業費の4分の3を計上、2項道補助金1目総務費道補助金165万円は前年度同額で、1節振興費補助金、地域少子化対策重点推進交付金は結婚生活支援で歳出の2分の1、移住・定住支援事業交付金はUIJターン新規就業支援で歳出の4分の3を計上、2目民生費道補助金2105万3000円は207万円の増、1節社会福祉費補助金312万4000円、地域づくり総合交付金は福祉灯油、子ども発達支援に対するもの、地域生活支援事業補助は相談支援事業など、6事業の事業費の4分の1を計上、老人クラブ運営事業補助は実績による見込み計上、25ペ

ージの介護保険特別対策事業補助は社会福祉法人等による利用者負担軽減事業の補助対象経費の4分の3を計上、2節重度心身障がい者医療費補助金255万8000円及び3節ひとり親家庭等医療費補助金102万2000円及び4節乳幼児等医療費補助金270万3000円は、いずれも対象経費の2分の1を計上、5節児童福祉費補助金1164万6000円、子育て支援交付金は、放課後児童クラブ運営費など、事業費の3分の1を計上、多子世帯の保育料軽減支援事業補助は見込み計上、出産・子育て応援給付金事業補助は、伴走型相談支援は事業費の4分の1、出産・子育て応援給付金は事業費の6分の1を計上、地域づくり総合交付金は放課後児童クラブ移送車購入費の2分の1を計上、3目衛生費道補助金360万円は39万1000円の増、1節保健衛生費補助金190万円、健康増進事業補助は事業費の3分の2、妊産婦安心出産支援事業補助は事業費の2分の1、不妊治療等助成事業補助も事業費の2分の1を計上、海岸漂着物等地域対策推進事業補助は前年度同額で計上、2節環境政策費補助金170万円は地域づくり総合交付金で、バイオマス調査事業委託費歳出の2分の1を計上、4目農林水産業費道補助金7457万7000円は926万1000円の増、1節農業費補助金595万2000円、農業委員会補助及び農地利用最適化交付金は令和5年度の内示額を計上、中山間地域等直接支払推進事業補助は事務費見合い分、農業次世代人材投資事業補助は1名分で歳出同額、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助は道の利子補給分、多面的機能支払推進事業補助は事務費見合い分、2節林業費補助金6822万5000円、森林環境保全整備事業補助は町有林整備の事業費の68%で計上、森林保護事業補助は対象経費の2分の1を計上、合板・製材生産性強化対策事業補助は単価3万2000円の1200メートル分、地域づくり総合交付金は奔幌戸若山林道補修工事業費の2分の1を計上、豊かな森づくり推進事業補助は24ヘクタールで道が16%を補助、エゾシカ緊急対策事業補助はエゾシカ駆除1頭6000円の3000頭の10%を計上、ヒグマ春期管理捕獲支援事業補助は新規で対象経費の2分の1を計上、26ページの3節水産業費補助金40万円は環境・生態系保全市町村推進指導費補助で事務費分、5目商工費道補助金26万円は5万5000円の減、1節商工費補助金は地方消費者行政活性化交付金で、啓発用品や浜中消費者協会補助に充当、6目土木費道補助金30万円は前年度同額、1節住宅費補助金は既存住宅耐震改修費補助で2件分を見込み計上、7目消防費道補助金80万円は20万円の増、1節災害対策費補助金は地域づくり総合交付金で災害備蓄品購入費の2分の1を計上、8目教育費道補助金6万3000円は2000円の減、1節高等学校費補助金は就学支援事業事務費補助で1校分2万6000円と1人当たり575円の66人分を計上するものです。

3項委託金1目総務費委託金967万円は740万7000円の減、1節総務管理費委託金6万8000円は、自衛隊募集事務委託金から土地利用規制等対策事業交付金までは見込み計上、2節徴税费委託金879万円は道民税徴収委託金で3000円の2930件分を計上、3節統計調査委託金81万2000円、人口動態調査委託金から経済センサス調査区管理委託金で見込み計上、2目衛生費委託金4万7000円は1万円の減、1節保

健衛生費委託金は公害防止事務委託金及び浄化槽事務委託金で見込み計上、3目農林水産業費委託金1473万6000円は23万4000円の増、1節農業費委託金31万円、家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金から地すべり区域維持管理事業点検整備委託金までは見込み計上、2節林業費委託金35万5000円は有害鳥獣事務委託金で1700円の209件分を計上、3節水産業費委託金1407万1000円、漁港利用料市町村交付金は前年度実績の18%を見込み計上、海岸保全施設事務委託金は防潮堤附帯施設39か所分、防災ステーション施設管理委託金は水門4か所について計上、4目1節商工費委託金2000円は2000円の減で、商工会法権限移譲事務委託金は1件分を見込み計上、29ページの中小企業等協同組合法権限移譲事務委託金も1件分を見込み計上、5目土木費委託金16万8000円は6000円の減、1節港湾費委託金10万3000円及び2節住宅費委託金6万5000円につきましては見込み計上となります。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入2108万8000円は110万9000円の減、1節土地建物貸付収入、宅地ほか貸付料現年度分は調定額の98%、宅地ほか貸付料滞納繰越分は調定額の10%で計上、町有干場貸付料は28件分、林野貸付料は13件分、牧野貸付料は5件分、教員住宅料は40戸分、職員住宅料は35戸分、町有住宅料ほか現年度分は45件のほか、旧西円朱別小学校と旧円朱別保育所の貸付け分、町有住宅料ほか滞納繰越分は科目設定、お試し住宅貸付料は3か月分で見込み計上、2目1節利子及び配当金26万円は1000円の増、財政調整基金利子から31ページの(有)浜中町就農者研修牧場配当金までは各基金の利子と配当金を計上しております。

2項財産売払収入1目不動産売払収入730万9000円は203万5000円の減、1節その他の不動産売払収入、土石売払収入は岩石売払い1万立米分、立木売払収入は町有林18ヘクタールの山売りなど、2目1節物品売払収入1万円は前年度同額で、不用品売払収入は科目設定となります。

18款1項寄附金1目1節一般寄附金13億11万円は2億10万円の増、一般寄附金は科目設定、ふるさと納税(個人版)は2億円の増で前年度実績見込みベースで計上、ふるさと納税(企業版)は新規で1件分の科目設定、2目民生費寄附金2万円は前年度同額、1節社会福祉費寄附金1万円及び2節児童福祉費寄附金1万円は科目設定、3目農林水産業費寄附金300万円も前年度同額で、1節水産業費寄附金は水産振興基金積立て分、4目1節教育費寄附金1万円も前年度同額で科目設定、19款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金6000万円は2170万円の減で財源調整、2目1節人づくり基金繰入金200万円は30万円の増で人づくり事業に充当、32ページの3目1節福祉振興基金繰入金13万6000円は13万6000円の減で、介護職員初任者研修に充当、4目1節育英事業基金繰入金132万円は19万8000円の減で奨学資金貸付金に充当、5目1節水産振興基金繰入金1870万円は125万9000円の増で、浜中漁協のナマコ増殖事業と火散布アサリ礁整備事業受益者分担金に充当、6目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金7860万2000円は2464万9000円の減で、診療所繰

り出し分と一般廃棄物処理事業に充当、7目1節ふるさと納税基金繰入金5億7296万6000円は6635万円の増で、充当事業は議案関係資料13のとおり、8目1節中小企業特別融資利子補給基金繰入金219万7000円は49万9000円の減で、新型コロナウイルス感染症対策特別融資に充当するものとなります。

2項特別会計繰入金1目1節国民健康保険特別会計繰入金117万4000円は13万4000円の減で、国保加入者のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種に充当するものです。

20款1項1目繰越金1万円は前年度同額で、1節前年度繰越金は前年度剰余金で科目設定、21節諸収入1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金1000円から3目過料1000円は前年度同額で科目設定、2項1目町預金利子1万円も前年度同額で科目設定となります。

3項貸付金元利収入1目1節中小企業融資資金貸付金元利収入4000万4000円も前年度同額で、中小企業特別融資資金預託金元金及び中小企業特別融資資金預託金利子、2目1節産業振興資金貸付金収入877万7000円は31万9000円の増、家畜購入資金貸付金は既貸付け7件分、漁業機器等購入資金貸付金は既貸付け3件分、商工機器等購入資金貸付金は既貸付け4件分となります。

4項受託事業収入、34ページの1目1節土木費受託事業収入200万円は140万円の減で、農村私道除雪受託事業収入は実績見込み計上、5項1目介護保険事業収入243万7000円は13万4000円の増、1節介護報酬収入は介護予防支援事業所分とケアマネジメントセンター分となります。

6項雑入1目1節滞納処分費1000円から3目1節違約金及び延納利息1000円は科目設定、4目1節雑入2986万5000円は561万4000円の増、雇用保険被保険者負担金は会計年度任用職員分、職員保険事務取扱手数料は4者分、行旅死亡人取扱費は1件分を見込み計上、重度心身障がい者医療高額療養費戻入から子ども医療高額療養費戻入までは見込み計上、職員等給食費は52名の241日分、農業者年金業務受託手数料は実績見込み計上、農地保有合理化促進事業事務委託金は北海道農業公社からのもの、電話使用料（私用分）は見込み計上、資源物売払収入はアルミ缶やペットボトルなどの売払いで見込み計上、保育所広域入所市町村委託料は1名分、学校給食用牛乳委託配送費は515人分、自動販売機設置電気料から町史売払収入までは見込み計上、まちづくり・人づくり推進交付金は北海道町村会からの配分によるもの、37ページの保育所児童給食副食日は1名分を見込み計上、デジタル基盤改革支援補助金は地方公共団体情報システム標準化、共通化への補助、雑入につきましては財源調整となります。

22款1項町債1目総務債1億310万円は3190万円の増、1節総務管理債、過疎地域持続的発展特別事業債（過疎債）はソフト事業を一般会計限度額で計上、公の集会施設建設事業債（過疎債）は湯沸会館建て替え実施設計で充当率100%で計上、公共施設改修事業債（過疎債）は旧琵琶瀬小学校改修事業で充当率100%で計上、2目衛生債2170万円は4800万円の減、1節保健衛生債は清掃車両整備事業債（過疎債）でごみ

収集車両購入で充当率100%で計上、3目農林水産業債1億3030万円は610万円の減、1節農業債900万円は浜中姉別地区道営農道整備事業債（辺地債）で、負担額について充当率100%で計上、2節林業債1020万円は公有林整備事業債（国の予算等貸付金債）で充当率100%で計上、3目水産業債1億1110万円、水産資源環境整備事業債（辺地債）は、火散布アサリ礁整備事業負担分1100万円から受益者分担金550万円を差し引いた分を充当率100%で計上、漁港整備事業債（過疎債）は、漁港負担金について充当率100%で計上、4目土木債2億360万円は1億1950万円の減、1節道路橋梁債4810万円、橋梁長寿命化整備事業債（辺地債）は万世橋補修工事分で、事業費6600万円から国庫補助金3984万7000円を差し引いた額を充当率100%で計上、道路施設整備事業債（緊急自然災害防止債）は茶内通学路通排水改修分で充当率100%で計上、2節住宅債1億5550万円は公営住宅整備事業債（公住債）で、茶内団地S63個別改善工事とH03個別改善工事実施設計について、国庫補助金を差し引いた額を充当率100%で計上、5目1節消防債2億3770万円は1億810万円の増、避難施設整備事業債（公共事業等債）は、丸山散布避難高台整備事業、津波避難タワー整備実施設計と用地購入費について、対象事業費から国庫補助金を差し引いた額を充当率90%で計上、避難施設整備事業債（緊防債）は、丸山散布避難高台整備事業の単独事業分について充当率100%で計上、消防車整備事業債（過疎債）は浜中消防署の水槽つきポンプ自動車購入について充当率100%で計上、6目教育債5億380万円は5980万円の減、1節社会教育債は社会教育施設改修事業債（過疎債）で、総合文化センター改修工事の本年度分、7目1節臨時財政対策債860万円は1450万円の減で、地方交付税不足分を地方債で発行するものとなります。

歳入合計92億3884万8000円は2472万3000円の減となっております。

以上、議案第28号の補足説明といたします。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、9日、10日は休会とし、再開は11日であります。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時32分）